

令和5年 第4回定例会

美瑛町議会会議録

(第2号) 6月22日 開議

美瑛町議会

# 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 5 年第 4 回美瑛町議会定例会

令和 5 年 6 月 2 2 日 午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 一般質問 [杉山勝雄議員、桑谷 覺議員、青田知史議員、保田仁議員、  
谷本憲一議員、八木幹男議員、山本賢一議員]

○出席議員（14名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
9番	杉山勝雄	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	吉 川 智 巳 君
会 計 管 理 者		小 杉 昌 敏 君
総 務 課 長		今 瀧 毅 君
まちづくり推進課長		新 村 猛 君
移住定住推進室長		土 井 寛 久 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住 民 生 活 課 長		庄 司 篤 史 君
保 健 福 祉 課 長		高 木 比斗志 君
保健センター所長		鎌 田 静 香 君
商工観光交流課長		高 島 和 浩 君
文化スポーツ課長		才 川 健 一 君
建 設 水 道 課 長		平 間 克 哉 君
水 道 整 備 室 長		岩 佐 和 男 君
町立病院事務局長		観 音 太 郎 君
総務課財政係長		松 岡 歩 君
教 育 長		鈴 木 貴 久 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農業委員会事務局長		栗 原 行 可 君
農業委員会会長		只 野 透 君
代表監査委員		大 西 宣 充 君

事務局 長 今野 聖貴 君  
次 長 才川 育世 君

---

開議挨拶

---

○議長（野村祐司議員） おはようございます。開会のご挨拶を申し上げます。新緑の眩しい季節になって、美瑛町には非常にいい季節となりました。コロナ5類移行後には、町内も人がだいぶ増えておりますし、農業を初めとする産業活動も非常に活発だと聞いております。非常に嬉しいことだと思っております。今日は選挙後初の一般質問でございますので、7議員から9項目出ております。活発な討議をお願いしたいと思っております。多岐にわたった質問が寄せられておりますので、この辺またよろしくお願いいいたします。毎回のお願いであります。再質問に当たっては、簡潔、明瞭旨としてそれぞれまたご発言をお願いしたいと思ひましてよろしくお願ひします。特に、どうしても私もそうなんです、どうしても早口になることがありますので、ゆっくり相手に伝わるような、そのようなこと特に気を付けて発言いただければと思ひますし、以上をもって開会の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

---

開議宣告

---

○議長（野村祐司議員） それでは、本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、3番、京屋愛子議員と11番、谷本憲一議員を指名いたします。

---

諸般の報告

---

○議長（野村祐司議員） これから、諸般の報告を行います。

○事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（野村祐司議員） これで、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 議会運営について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本定例会の会議運営について、杉山勝雄議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

杉山議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 杉山 勝雄議員 登壇）

○議会運営委員会委員長（杉山勝雄議員） おはようございます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これで、議会運営についての報告を終わります。本日の議事日程は、議会運営委員会報告のとおりであります。

---

## 日程第3 一般質問

---

○議長（野村祐司議員） 日程第3、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。それでは始めに、9番、杉山勝雄議員。

（「はい」の声）

9番、杉山勝雄議員。

（9番 杉山 勝雄議員 登壇）

○9番（杉山勝雄議員） おはようございます。こうして、角和町長と、この議場で、またあいまみえるってことは想像までしてはおりませんでしたけれども、こういうような機会を与えられましたので、ぜひよろしく願いをいたします。

それでは早速質問に入ります。9番、杉山勝雄。回数制限方式で質問いたします。一つ目に、生業や福祉・教育を圧迫する軍備増強の政治について。ウクライナへの侵攻を背景に、やれ、防衛だ、軍備の増強だというような政治になっています。抑止力とか軍事同盟一辺倒で対抗する考え方には、それとまったく相反する主張があります。こうした政治について町長の所信を伺いたい。

それに、我々町民の暮らしに回す予算を圧迫してまで軍備の増強に走る理由に納得がいきません。例えば、政府の予算114.3兆円という数字が頭にあるが、少子化対策や教育に5.4兆円、これは歳出項目の第6位です。防衛費はというと6.78兆円に加えて「防衛力強化資金繰入」という何やら不明朗な項目を立てて合計で10.16兆円ということで、軍事費は歳

出項目の第4位にまで増えています。歳出の2位は借金の返済で25.2兆円にもなっています。このような逆立ちした政治のあり方は、異常というほかなく、地方から声を上げていかなければならない。そこで質問します。(1) 軍備増強に対する町長としての見解は。(2) 憲法をいかすことや、平和の外交を通じて暮らしと経済を立て直す改革などに相反すると思うが、町長の見解は。

2つ目、町立病院の状況について。町民から多くの意見をいただいています。町立病院という職場を考えれば、この3年間まさにコロナとの戦いに明け暮れた毎日でした。職員の方達の苦労は筆舌に尽くせぬと思います。

私としては、町民の声を届けなければならないので、どうしても苦情を伝える立場になってしまうのをご理解ください。

新型コロナは、町民もちろんですが多くの職場でも、町立病院でも未曾有の感染症で、これまでに経験したことのない苦労、業務量が増加し、土日返上し休みなく働き続けるとか、家にも帰れず、家族にも感染させるのではないかという不安を毎日抱き、かつ行動制限もあって友人とも会えず、周りから差別の目で見られる等、想像できぬほどのプレッシャーとストレスを抱えながら、異常とも言える業務体験の毎日でなかったかと思います。

今回はそうした現場の状況に思いを寄せつつ、次の点について伺います。(1) 職員数は足りているか。(2) コロナへの偏見や差別に耐えながら働いておられると思うが、職員同士で励ましたり助け合ったり、団結する環境は保たれているか。(3) 町長は足繫く現場を訪ね、苦労を労っているか。一人ひとりに声をかけられているか。(4) 町民や患者の苦情と、医師・看護師の努力・苦労との距離が埋まらないのは何故か。

3つ目、憲法についての教育と教育基本法との相反する関係について。憲法は国を支える重要な法律であり、また、国民の権利や自由を守るために、国家権力がやってはいけないこと、または国がやるべきことについて国民が定めた最高法規です。義務教育では日本国憲法について授業でどのように教えられているのか伺います。(1) 憲法にかける教育時間は。(2) 年に何回扱うのか。(3) 憲法のどういった内容を教えるのか。

また、こうした憲法の内容に相反する教育基本法があり、その第10条がこれまでに改正されています。「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という第10条が、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない」と、改訂されました。それ以外にも、「国を愛する態度」とか「徳目」などの「内心の自由」、子どもの内心に立ち入って「愛国心」を教えたりすることができるようになりました。

こうしたことが、いま憲法を改正しようという動きの布石になっているということに、怒

りを覚えます。

教育長は、教科書で取り上げられている憲法の本質と、教育基本法で定められているものとの相反した関係のもとで、「子どもの人権を守る教育をいかにおこなうか」ということを、どのように考えておられますか。質問の相手は教育長です。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) おはようございます。私も議員時代に、杉山議員から親しく教えを受けた身でありまして、今こうして立場が変わっておりますが、共に町のためにこうして議場で意見を交わすことができることを大変感慨深く思っております。どうぞまた、引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。

3項目に渡ります質問のうちの2項目について、私から答弁を申し上げます。質問事項、第1、生業や福祉・教育を圧迫する軍備増強の政治について答弁申し上げます。

日本を含む国際社会は、今、ロシアによるウクライナ侵略を始め、隣国の北朝鮮におきましては、かつてない高い頻度で弾道ミサイルを発射し、新兵器開発を含む軍備増強を加速させるなど、戦後の安定した国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性が排除できない状況にあります。

このような状況下で国(政府)は、新たな「防衛力整備計画」で令和5年度から5年間の防衛力整備の水準を現計画の1.6倍に当たる4.3兆円程度とし、計画の初年度となる令和5年度予算を「防衛力抜本的強化の元年予算」として、防衛予算は過去最大の6兆8千億円が計上され、令和4年度当初予算と比べて大幅な増額となりました。

1点目につきましては、国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であり、国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している状況から、我が国の安全を確保していくための重要政策の一つであるものと認識しております。

2点目につきましては、平和主義を掲げる日本国憲法に基づき、対話と協調に基づく外交政策が進められ、国家防衛政策のみならず、少子化対策や脱炭素、デジタル・トランスフォーメーションの推進等の重点政策や保健福祉医療に係る社会保障政策、教育に至るあらゆる分野におきまして、国民の安全、安心な暮らしを守るための政策が矛盾することなく展開されているものと考えております。

2点目につきましては、町立病院は地域医療の要であり、町民の命と健康を守る大切な役割を担っております。新型コロナウイルス感染症をめぐっては、経験のない未曾有の事態に対しても、病院挙げての対応で速やかな治療やワクチン接種に努めているところです。杉山議員の温かい御言葉に感謝申し上げます。

1点目につきましては、町立病院は、診療報酬を得るために一定の施設基準を国に届け出ており、現在は医師を含め、この基準を満たすほぼ最低限のスタッフ数で運営しております。新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下において、業務量が著しく増えましたが、5類移行に伴い感染対策が大幅に簡略化されたことから、経営状態等も踏まえ、引き続き現行の職員数で進めてまいります。

2点目につきましては、コロナ禍の約3年間、スタッフは休日返上で対応業務を行ってまいりました。町内で感染が確認された当初は、医療従事者ということで誹謗中傷を受けたこともありましたが、その後は励ましの言葉をかけていただく場面も多かったと聞いております。スタッフの労働環境につきましては、随時会議を招集して対応策を講じるとともに、スタッフそれぞれの置かれた業務環境と負担を部署ごとに確認・再配分することで、負担の偏りもなく、現在まで良好に保たれております。

3点目につきましては、町長就任以降、月に1度は病院を訪問し、院長との面談、更にはスタッフと挨拶を交わしてまいりました。ワクチン接種業務開始時などの節目にも、業務遂行の御礼や激励を行ってまいりましたが、感染症拡大に伴って立入りが制限されたため自粛してまいりました。現在、病院の訪問は5類移行後に再開し、全てのスタッフとコミュニケーションを図るよう努力しております。

4点目につきましては、現状を良しとせず、スタッフ自らが日常的に患者さんの感情に配慮できたか、対応に問題が無かったかを振り返り、より良いサービスの提供とは何であるかを考えることが必要と考えます。また、町立病院は、基本的に高度な加療を必要としない患者さんへのみ対応可能な「二次救急病院」です。このため、一般的にイメージする「救急病院」とは異なり、夜間、休日は、診療科を問わず1人の医師のみが宿直体制を取っております。このような病院の位置づけにつきまして、しっかりと情報発信することで共通理解を図ってまいります。今後とも安心して利用していただける医療機関となるよう、患者さんに寄り添い、惜しまず行動してまいります。

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

（「はい」の声）

（教育長 鈴木 貴久君 登壇）

○教育長（鈴木貴久君） おはようございます。質問事項 3 憲法についての教育と教育基本法との相反する関係について。 教育基本法は、日本国憲法の理念に沿って教育の目的が示されていると認識しています。

1点目及び2点目につきましては、小学校では、6年生の社会科で憲法について11時間、政治と関連付けた学習で8時間、その他道徳の時間で5時間程度学習し、中学校では、3年生の公民的分野で憲法について20時間、その他歴史的分野で数時間学習しています。

3点目につきましては、小学校では、憲法の3つの原則である「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」などを基本に、普段の生活の中で大きく関わる身近な権利や義務について学習しています。また、中学校では、「日本国憲法はどのようにして生まれ、私たちの生活にどのような役割を果たしているのか。あるいは、「私たちは、どのように基本的人権を守って生きていけばよいのか。」をテーマに学習を進めています。また、平和主義では、「私たちは、日本の平和主義の意義をどのように捉えればよいのだろうか。」をテーマに学習を進めており、「個人の尊重」と「法の支配」などが重要な視点として捉えられるよう指導しているところです。

教育委員会としましては、小中学校で学習する指導方針や指導内容などは、国が示す学習指導要領に基づいているものと認識しております。

「国や郷土を愛する態度」や「国を愛する心」を育成することは、学習指導要領に記載されており、教育基本法においては、教育の目標として「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国や郷土を愛する態度を養う」と定められており、「態度」と「心」は教育の中で、一体的に養われるものとされています。

美瑛の子どもたちに置き換えた場合、学習においては、自分が住む町を愛する気持ちを育むことは大切なことであり、執行方針でも述べさせていただいたとおり、今後も、郷土愛を育む「ふるさと学習」を継続して行ってまいります。

また、子どもの人権を守る教育をいかに行うかについては、学習指導要領に基づいた学びを基本とし、児童生徒の自由な発想や考え方を尊重しながら、多様な価値観を持つ人と協働し、意見を交わし理解を深め合いながら、生きていくための資質や能力が身に付くよう子どもたちを育ててまいります。

○議長（野村祐司議員） 9番、杉山議員。

（「はい」のこえ）

○9番（杉山勝雄議員） まず町長に再質をさせていただきます。先ほどの答弁は、最近の世論調査から見ても、随分とかけ離れた町長の認識にまず私は驚いております。2点目の、町長の認識に真っ向から反論をさせていただきますが、町民の暮らしや生業に影響する国の政治に対しては、我々もおとなしく見ているわけにはいきません。国のやることは全て間違いないというのでは、自治は成り立たないです。政府のやることに、唯々諾々として上がっているのでは、我々の暮らしや生業は守れない、そう思わないでしょうか。マイナンバーカードなどは最たる事例ではありませんか。岸田首相はここまで、防衛費を膨張させた結果、本来回すべき政策の財源を示せないでいます。全く我々の暮らしや生業に大きな影響を与える悪政というほかありません。異次元の少子化対策と打ち上げたものの、その財源を示すことが出来ないでいます。準備の増強で行き詰まっているからです。それが今、マスコミも含めて、大方の見方になって

いるのではないのでしょうか。しかも、世論調査では不支持のほうが逆転したと、最近一斉に報じられております。町長の答弁の第1点目ですが、安全保障環境の一層の厳しさについても一言述べたいと思います。一体日本のどこを探したら責められる原因があるとか、理由があるのでしょうか。なぜ、我が国の基本である憲法に基づいた平和外交に最大の力を注がないのか。そこに真剣な努力をしないのか。敵基地攻撃とか先制攻撃という、日本が攻撃されてもいないのに、こちらから先に攻めていく。これが、今日本の安全保障を最悪にしている要因だと思いませんか。再質問をさせていただきます。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 再質問にお答えを申し上げます。町民の暮らし、生業に直結する問題が生じた場合、自治体として、町民の皆様の暮らしを守っていくこのことは当然のことでございます。そしてこれまでも、今現在もですね、町民の皆様の暮らしとか、生業まさに生活そのものに直結する問題については、道または国に対して私も様々な要望をさせていただいております。また、近隣の町村、期成会などを通じてでも、重ねての要望活動を続けているところでございます。そういう意味では、町民生活に本当に直結してる部分、町民生活を守っていくというところに対しまして、決して国の政策国の方針に唯々諾々と従っているというわけではなくて、町民の皆様の声を直接道・国に届け改善をしていただく、そのような活動には全力を挙げて取り組んでいるところでございます。一方で杉山議員ご指摘の国防軍備、軍事費に関わる部分でございますけれども、これまで様々な地方分権の取組ですとか、議論がなされてまいりましたけれども、なるべく多くの権限を地方、地域自治体に渡すべきである、そういう議論がございまして、ただ、その中で最後にでは、国の役割は何なのかというところで残ってくるのが、外交であり、国防であり、またエネルギーの問題、このようなものは、国が専権といいますか、最も責任を持って負う仕事である。という議論がなされてきていると私は理解しております。まさに国防に当たる部分につきましては、1自治体が何か声を上げるということではなく、国が責任を持って行う事業、仕事であるという風に認識しているところでございます。そして、国防の在り方、方針、予算の付けなどについては、国政選挙を通じて、国民が是非を選択をしていく。そのことによって改善なり変更が図られていくそういう仕組みにあるという風に認識をしているところでございます。私が今、国民の1人として投票活動を行う1人としての意見というのは当然持っておりますけれども、1自治体の首長の立場として、国の国保でに関して、お答えができる立場でもない、またお答えをすることにもならないということ、ご理解を賜りたいと思っております。一義的におきましては、国において進められている、それが国防であり、軍事の問題であるという風に考えております。

○議長（野村祐司議員） 9番、杉山議員。

(「はい」の声)

○9番(杉山勝雄議員) 9番。最後言われた町長の見解については、かなり隔たりがあるのかな。ここは見解の相違ですから、これ以上のことは、やりませんけれども、ただこういった方向で国が進めようとして、進んでいることについては、やはり予算とか暮らしとか、そういったこととも、直接関連することでありますけれども、やっぱり直接安全保障ということで、我々町民一人一人が影響を受ける、それこそ本当に身近な問題であります。ですからそこで、きちっと見解を持っているということは、大事なことなのかな。今回、お互い町長の認識も、確かめることが出来ましたので、それについては意識があったかなと思っております。最後に一言だけ述べさせていただきますが、こうした軍事でもって安全保障を整えるというやり方以外に、徹底した平和外交で国の安全保障をつくっていくという。こうした実践が、このアジアで始まっているんだということも知っておいていただきたいと思うんです。よく言われるようにASEANの取組ですけれども、ここは徹底的に、国と国との対立になるようなことは避ける。外交を通じて、お互いがぶつかり合うことは、避けるために、徹底した努力がされております。そして、平和での地域をお互い、形づくっていくんだということで、盛んに国際的な活動、展開され、そこにアメリカだとか、中国だとか、もちろん日本も参加した。そういう取組になってるってということも、実践例として、我々は知っておかなければならないかなという風に思うことと、もう一つは、中国と日本の間で、過去に2度にわたって首脳同士がお互いの外交の基本に、対話を基礎に据えるということをお互いが確認している文書があるわけです。最近そのことは、岸田首相に対しても、また中国に対しても、確認をされ、一定の軌道修正というんですか、表現が適切でないかもしれませんが、アメリカも含めて、対中国との関係の変化が見え始めているのかなという風な気もしますが、やはり軍備一辺倒で国を守るという考え方が本当に正しいのかということが、やはり、様々な事例を踏まえて、また町民の一人一人の暮らしや生業を考えて、判断すべきものだという風に思っています。以上です。

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 私も平和外交、平和の努力を対話によって行うということは全く同感共感をする立場でございまして、日本国憲法のお話をされておりますけれども平和主義、基本的人権の尊重、国民主権の3原則という普遍的な価値を持っている憲法であると、私も思っております。その立場から、日本が進むべき道は、平和をまず重視をするそのためには、外交対話を通じた取組を地道に続けていくと。いうことは、私も論をまたないわけでございます。その上で平和がなければ、この美瑛町の町民生活も、平和に安全にすることが出来ない。では平和をつくっていくときにどうすればいいのかといったときに、1問目のご質問にもありましたけれども、軍事軍備に関わる予算の配分、これが、どの配分を行うことで平和が保たれていく

のかということについては、様々な立場様々な考え方があろうかと思いますが、いずれにしても、平和が第1であり、そのために、我が国は日本国憲法に基づいて、平和外交を対話を重ねていくということが最も重要であり、これはこれまでも続けられていると認識しておりますけれどもさらに日本が探っていく道であるということは、私も重ねて同感することをお答えさせていただきます。

○町長（角和浩幸君） 9番、杉山議員。

（「はい」の声）

○9番（杉山勝雄議員） 9番です。次の質問に移ります。町立病院についてです。本当にコロナと現場で格闘されてきた職員さんたちには、心からお礼と感謝を述べたい気持ちであります。これは病院だけでなく、特養とか老健施設、あるいは保育所、学校などにも同じく伝えなければならぬことでもあります。私たちはともすれば患者や入所者利用者の立場から考えがちですが、そこには第一線で働いておられる人たちがおります。経験もしたことのない、苦勞と闘いながらの毎日だったと思います。町長は、就任以来に月に1度、院長との面談を続けてこられた。立入り制限などで自肅を求められた以外、スタッフとのコミュニケーションに努力を続けてこられたと伺いました。大変ありがたいことでもあります。ぜひこの姿勢は今後も続けていただきたい。最高責任者としての町長が、現場を知ってくれることがどれほどの励みになるか。必ず一人一人に、声をかけてくれる状況はどうか。人が足りているか。足りないものはないか。困っていることはないか。町長は、そんな目配りをしてくれる。現場を分かってくれる。そうした町長の姿勢こそが、現場での環境に、良い効果をもたらすものだと私は信じます。それは、現場にも、気持ちの余裕をもたらします。現場で働く人たちの気持ちの余裕は、相手の気持ちを理解できる優しさを生み出します。町立病院が掲げる理念とは何だったのか、そういうことに、思いを寄せる職場、必ず多数になるはずであります。そして病院にとどまらずに、休日返上で働いておられる、他の現場の職員にも言えることなんです。そうした町長を我が町の職員は、必ず求めていると思います。町長の思いを伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ただいま杉山議員さんからは激励と、もっと頑張ってやっていこうというお言葉かなと思って受け止めてをさせていただきましてありがとうございました。このコロナ感染症以前から、私が町長に就任をさせていただいて以来、町立病院が大事な位置を占めているという認識でございますので、ここはまず院長先生と、コミュニケーションを密に取らなければならない、そういう思いもありまた、病院事務方スタッフの計らい等もございまして、月に1回必ず院長とコーヒーを飲んだり、昼食を共にしたりしながら意見を交換をさせていただいてきております。その際に、病院内に入りますので、看護ステーション等も訪問しながら、

お話をさせていただいてきたところでございます。そのことで病院の中がどういうふうを受け止めていただいたのかは私が判断するという病院内の方々はどう判断しているのかということとでございますけれども、病院の中からも、改善していこうという動きが生まれてきているということも聞いておりますし、前向きに捉えていただいたら大変ありがたいなと思っております。ただ、ご指摘いただいておりますように、またコロナの中でなかなか訪問することがなかなかない、そういうときが長く過ぎてございます。今月はまた院長先生とお話をさせていただく機会を持ちましたけれども、今後とも、より一層、院長先生、そして院長だけではなくて、病院スタッフ、現場で本当に頑張っているスタッフと、より密な意見交換をすることが大切であると思っておりますし、コロナに関しましては、病院だけでなく保健センターの職員たちも第一線で本当に頑張ってもらいました。保健センターに出向いても、お礼とか激励をしてきておりますけれども、まだ不十分な部分があるかもしれません。本当に現場で各持ち場現場で頑張っている職員たちを、私が激励し、労いそして足りないものは何かあるのか、困っていることないのかということ、一つ一つ聞いていくことが、職場の雰囲気を変えていくものと、ご指摘を受けておりますので、そのように努めてまいりたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 9番、杉山議員。

（「はい」の声）

○9番（杉山勝雄議員） 9番です。それでは、教育長への再質問に移りたいと思います。憲法には深い内容が込められております。それが今、現在の学校の授業で、非常に丁寧に取上げられていることが分かりました。恥ずかしながら私自身は、大人になってから、理解したことのほうが、多いものですから、もし昭和の30年代に、このような授業が行われていたら大変うらやましく思っている次第です。また、憲法の理解については、社会的にも進化してきていると思うんですね。人権の理解についても、社会とともに発展があります。それに個人の尊重、国民主権、平和主義などについても、憲法が生まれた歴史的な背景と特徴があって、その当時の世界の最先端をいく、この憲法がつくられたと理解しています。また、日本国憲法は、歴史的に先の戦争と切っても切れない関係があります。したがって徹底した平和主義が盛り込まれ、国家権力の暴走を拘束制限し、国民の権利自由を保障することに、最大限の尊重を求めています。これこそが、この憲法の核心というものであります。そこで、教育長に再質問をいたしますが、学習指導要綱が出てきます。国や郷土を愛する態度や国を愛する心、教えることとされており、教育基本法でいう、伝統と文化を尊重し、我が国や郷土を愛する態度を養うということは、使いようによっては憲法に相反することが問題になってきます。愛国新教育は、個人の自由や多様性を抑圧する可能性があるからです。強制は内心の自由を侵害するものであります。教育の内容は、もちろん、地域や個々の教員によって違いが、出るんだろうと思います。私は現場にまで立ち入ることは出来ませんから、ここでは教育長には意見を言えるので、あえ

て質問しますが、美瑛の教育活動には、大変敬服すべき実践がある。このことを実際に体験させていただきました。数日前に、議員を対象に研究会を開いていただきました。障がいを持った子供たちへの支援教育について、今やインクルーシブ教育が推奨されている中ではありますが、美瑛の実践では、全ての子供を分け隔てせずに、誰もが通常学級で学べるような環境と同時に、一人一人に合ったいわばオーダーメイドの支援教育がされているということを伺いました。それは完全に分離して行くのではなくて、通常学級とまた専門性を必要とするところには専門的な支援を実践していくという風に伺いました。まさに個人の尊重です。そうした素晴らしいことを、美瑛の教育ではやっておられます。教育長が最後の答弁の最後で言われている自分が住む町を愛する気持ち、郷土愛を育むふるさと学習、人権を育てながら多様な価値観を持たせる。生きていくための資質や能力を身につける。こうしたところに、美瑛町としての教育を基本を置き、実践されるよう、希望して再質問いたします。

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

（「はい」の声）

○教育長（鈴木貴久君） 再質をいただきました。この質問が来たときに、改めて憲法私もといっても恐らく45年ぶりに、内容をちょっと見させていただいた。それから、教育基本法についても今回平成18年に改正になったことを、知って読まさせていただきました。憲法については私小学校の頃の思い出が一つありまして、担任の先生が、憲法の事業の中で、103条のうちいろいろと大事な部分を教えていただいた中で、本来中学校の事業で教えない、もう一つその中で、恐らく余談の話って今では思うんですけども、こういうこともあるけども、こういうことも覚えてたら将来楽しいよって言ったことがそれが今でも、心に残ってることがあります。それは何かというと、憲法第21条でありまして21条というのは集会、結社、表現の自由、それから検閲の禁止、通信の秘密ということになっておりまして、通常は、第21条第1項に表現の自由というのか、これはならうんですけども、先生が特に言っていたのが第2項でありまして、通信の秘密であります。これは何かというと、君たちが家に帰って、手紙が来たときに、お父さんとお母さん宛来るだろうと。これは子どもは絶対開けちゃいけないだよと。読んじやいけないだよと。これは憲法に違反するだよという、これがどうしても頭に残っていたもんですから、今、私この歳になってこの言葉だけは、覚えておりまして、家に帰って母親に一つ得をしたような内容でお話をした記憶があります。先ほどの教育基本法の改正については、それぞれ改正されまして、答弁書の中にありますように小学校の時間では、歴史、公民的分野中学校もそうですけど、公民的分野の中で、憲法を教えています実質ちょっと調べたところですね、ちょっと答弁書の中で間に合わなかったもんですから、この国を愛する態度というのは、歴史の時間で教えていないことが判明しました。道徳の時間で、教えています。道徳というのは、週に1時間、小学校では45分間授業。中学校で50時間授業なので、週に1時間で

夏休み冬休みを抜くと、年間35時間、道徳の時間を学ぶそうです。その中の5時間がこれに憲法関係に充てられるそうです。その中で、学校の教育指導要領においては全国画一的になっておりますから、国と郷土を愛する態度・心などについて、身につけてほしい目標として、道徳の時間で教えているそうです。その関係を踏まえて、学校のほうでは、基本は学習指導要領に基づいて事業を進めていると思いますけども、美瑛町の場合には、特別に先ほど申し上げた、ふるさと学習において小学校3年生から6年生について、美瑛町の自然を学ぶ歴史文化を学ぶといった内容、それによって、子供たちが、心に思うこと、養う学習しており、この先社会に出て美瑛のことを思いを寄せてできれば将来において、美瑛町の担い手になれることを取り入れてほしいという意味で学習をしております。一方、先ほどの憲法の内心の自由等とありまして、教育基本法のほうでは、国を愛する態度を養うといったことで、それぞれ相反しているとのことでありますけども、実質条文を照らし合わせた場合には相反しているか、私は正直分からないところがございますけれども、人も子供もそうだと思うんですけども、考え方は様々でありまして、自由な発想、憲法でも表現の自由やら個人の尊重で保障されております。自分と違った意見を持つことも大事だし、相手のことを理解することも大事だし、自分の言ってることも理解しても、拒むことも、更にぶつけてお互いに理解し合って尊重して相手の言ってることを認め合いながら、多様な考えを持つ人と共に、社会に出てこの先活躍できると。いうことは私は願っているところであります。美瑛町の教育の中に、即人権が侵害されることは全くないと思います。現に先ほどありましたように支援教育については、小・中学校そうなんですけど、それぞれ通常学級の中に、場合においては、その場面教科において、支援の必要な子供たちも一緒に学んで、お互いを認め合う体制を築いて教育をしております。これについては、小さい頃からそのように学んでいるので、美瑛の子供たちは、特段不思議ではないと理解されていると私は思っています。これもこれまでも、美瑛の子どもたちについては、美瑛町のふるさと学習を継続して行うことで、美瑛町の文化、歴史を学んでふるさと美瑛を愛し、やがて高校、大学進学して就職して、その先を見据えた、今、外国人たくさん観光客きてますので、グローバル化を見据えた形で本町のふるさとを育む郷土を愛する心を学習を継続してそのためには、その学習の美瑛のふるさと学習を精度を高めていく学習を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（野村祐司議員） これで9番議員の質問を終わります。

次に2番、桑谷 覺議員。

（「はい」の声）

（2番 桑谷 覺議員 登壇）

○2番（桑谷 覺議員） おはようございます。番号2番、桑谷覺。質問方式、時間制限方式。質問事項、1、美瑛駅前再開発。中心市街地の活性化について、質問の要旨。

町長は、令和5年4月25日に掲載された北海道新聞のインタビューで、公約として掲げた美瑛駅前再開発について、地場産品を販売するマルシェの出店スペース確保やアートの展示会、アウトドアの拠点づくりや冬期間の集客を目指して商店街にイルミネーションを設置するなど提案していきたいと答えていましたが、具体的にどのような内容の提案を考え、また、実現に向けてどのような形で進めていくのか、次の点について町長の考えを伺います。

(1) 美瑛駅前再開発については、核となる施設や人の流れは町内で商売をする事業者にとって経営を左右する重要な案件と考えますが、具体的な提案内容について。

(2) 美瑛駅前再開発・中心市街地の賑わいづくりは商工会・商協・商店街等にとっても重要な課題と考えますが、そのような関係者との連携を今後どのように進めていく考えか。

(3) 美瑛駅前の再開発実現に向けてのスケジュールについて。質問の相手は町長。

次2番、プレミアム付商品券発行事業について。購買力の町外流失を防ぎ、地域内の小売・サービス業の消費拡大を目的とする町内経済の循環型活性化事業であるプレミアム付商品券事業については、例年、商工会を中心に町と連携して事業を実施しており、町内の消費喚起として即効性があり、有効な経済対策であると考えます。また、事業者はもとより多くの町民からも継続実施を望む声が聞こえていることから、次の点について町長に伺います。

(1) 新型コロナウイルス感染症法上の分類が5類に引き下げられ、経済活動の正常化が進んでいる中ではありますが、依然として町内経済を取り巻く環境は厳しい現状が続いています。町内での買い物やサービスの利用推進等、今まで以上に取り組まなければならないと思います。そこで、継続した支援が必要と考えますが、令和5年度のプレミアム付商品券事業等の実施を計画しているのか。

(2) 例年、商工会・事業者などからの要望を受け、町内経済の状況を判断し、経済対策として補正予算での提案を十数年実施してきました。旭川市などへの消費流失やインターネット通販などによる町外への購買額の流失は大きなものとなっている中、循環型活性化を目的とするプレミアム付商品券事業は決してバラマキではなく有効な手法と考えます。要望を受けてから動くのではなく、美瑛町として町内の経済対策をどう考えるか検討した上で関係機関と協議を行い、今後、当初予算に計上し、継続実施していく考えはないのか。質問の相手町長、よろしく申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 2番、桑谷議員さんからの2項目にわたります質問にお答えをさせていただきます。質問事項1点目、美瑛駅前再開発中心市街地の活性化策についてでございます。本町の発展のためには、経済循環や消費活性化が求められております。一方で、中心市街地に

は遊休地が点在しており、活用方法が模索されているところです。そこで、町民や観光客、買い物客など大勢の人が行き交い、賑わいある都市空間を形成すれば、まちの魅力を更に向上できると考えております。

このことは、町民の皆さまとの約束でもあり、公約の中にも掲げさせていただいた美瑛駅前、商店街からなる中心市街地エリアの再開発と活性化に取り組んでまいります。

1点目につきましては、単発の個別事業を行うのではなく、一つのプロジェクトの下に、ソフト・ハード両事業を結び付け、戦略的に取り組んでまいります。

2点目につきましては、議員御指摘のとおり、関係団体や事業者の皆さまの意向は重要であり、このプロジェクトの中でしっかりと意向をお聞きし、反映してまいります。

3点目につきましては、再開発のグランドビジョンとなる基本構想づくりに本年度から着手し、この中で人の流れや歩行空間の課題を検証し、楽しく歩いて行き交うことができる空間設計に取り組んでまいります。

質問事項2点目、プレミアムつき商品券発行事業についてお答えいたします。プレミアム付商品券は、美瑛町商工会からの要望を受けて平成21年に初めて発行し、近年では、新型コロナウイルスの影響による経済対策の一環として国の交付金や北海道の補助金を活用しながら発行してきた経過があり、令和4年度の実績としましては、およそ2億6千万円が町内の事業所で消費され、この効果は、事業の即効性も相まって、大きく評価できるものと理解しております。

一方で、ここ数年来、毎年のように商品券が発行され、町民の皆さまから好評を得ていることは承知しておりますが、本来この事業は、疲弊した経済状況を好転させる言わば起爆剤的な施策であるべきであり、毎年多大な予算を投入して必ず実施するものではないと認識しております。

1点目及び2点目につきましては、コロナ禍が終焉を迎え、コロナに対する関わり方につきましても大幅に見直しが見られている現在において、経済活動も全国的に活発化しつつあり、本町におきましても観光客が増加するなど明るい兆しが見えてきておりますので、このような状況の中で商品券を発行することは、今のところ計画しておりません。また、商品券の発行は、その時々に応じた経済対策として緊急的に実施すべきであり、当初予算に計上することは適当ではないと考えております。

依然としてコロナ禍の影響があるとの考えは、議員御指摘のとおりであります。今後、コロナ禍前に戻るというより、コロナ禍後の新しい消費行動が現れてくると思います。その流れに乗り、町内経済循環をより大きな規模にするためには、Beコインの更なる普及が必須であると考えております。5パーセントキャンペーンの適時実施やクレジットカードチャージの推進はもとより、加盟店舗独自キャンペーンといった新たな取組を実施することで、意欲ある商工

事業者さんと協働しながら、多くの町民の皆さまに日常的にBeコインを使用していただけるよう、今後も努力してまいります。

以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 2番。桑谷議員。

（「はい」の声）

○2番（桑谷 覺議員） では再質問させていただきます。まず1点目の、美瑛町駅前再開発、中心市街地の活性化について再質問します。町長の答弁では、ソフト、ハード両事業と答弁していましたが、具体的なものは関係者との意見を尊重しなければなりません。現段階で、町長がイメージしているものがあると思いますが、できる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 駅前また中心市街地の再開発につきましては、先ほども答弁を申し上げましたけれども、個別の単発のものを積み重ねていくというよりは、まず、検討の1番最初の段階で、どのようなプロジェクトをこの地域で行っていくのかということをもとにそれを定めること、そして、その目的に従って、どのような施策事業が、効果を発揮するのかと、いうことを総合的に、また一体的に考えていくことが重要であると考えております。また、その大きなビジョンを作っていくにおきましては、議員からご指摘いただきました地元の事業者さん、また関係団体等多くかかわりがございますので、このような方々の意向、声を十分に踏まえた上で設計していく必要があると考えております。で、ありますので具体的にどのようなものと言われますと、そのトータルで計画検討した中から生まれてくるものであると認識しているところでございますが、先ほども議員からご指摘いただきました、マルシェですとか、イルミネーションを使った催しであるとか、アートの展示、こういうものが今美瑛町の中で取り組まれているものと比べましても、有効な手段ではないのかなという風に私は個人的には思っております。そして、これからの駅前中心市街地エリア、再開発の中で私の意見として、こういうものはどうでしょうという提案をさせていただくつもりでございますけれども、そのことは、最終決定ではございませんで、地元の事業者の皆様、関係団体の皆様がどうご評価をいただけるのか、そのことに関わってくるのかなと感じているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 2番桑谷委員。

（「はい」の声）

○2番（桑谷 覺議員） 大体、町長。そこで町長思うんですけどね。駅前開発の場合、本通りと私たちも裏口ね、国道沿い、北町の遊休地ね。本通りだと西側を両方想定しての再開発か、それをお答え願いたいと思います。駅前から駅の裏側、そっちのほうも再開発するか、それをちょっとお伺いします。



ておりますので、商店、事業者さんはもちろんでございますけれども、消費者側の町民の皆様のご意向というものもお聞きし、重視をしてみたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 2番、桑谷委員。

（「はい」の声）

○2番（桑谷 覺議員） 本通の区画整理事業はやっぱ完了しましてね、もう30年近く経過しておいてね、ちょっと今空き店舗、空き家などの遊休地があり、まずは後継者、担い手不足が深刻な問題であります、それらも考慮しながら取り進んでいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 先ほどの1点目のご質問の関わりで申しますと、駅前、また商店街を含む中心市街地の開発というものは、空間をどう形成していくのかどのようなハード物の配置をすることにより、経済効果が得られるか等々というところを総合的に、考えていこうと思っております。そして、今ご指摘をいただきました、空き店舗ですとか、担い手不足これは、そのことももちろん密接にかかわりますけれども、このご指摘いただいた点は今まさに手を打っていかなければならない、喫緊の課題であるという認識は持っているところでございます。事業の承継の時期にきている、これまで、事業を店舗を担っていただいた経営者の方々の代替わりが進んできているという、変わり目の時期にも差しかかっていると認識しておりますので農業の新規就農というのは、ある程度、制度、仕組みが整っておりますスムーズな、ある意味の農業の事業継承というものは形が出来つつありますけれども、これを商工業の分野でも同じように、商工業の事業をうまく次の代または、外から入ってきて意欲ある、経営感覚のある方々に受渡していくそのための仕組みづくりというものは、駅前のプロジェクトとは別に、これはこれとして取り組んでまいり所存でございます。

○議長（野村祐司議員） 2番、桑谷議員。

（「はい」の声）

○2番（桑谷 覺議員） ちょうど夏はね、人がたくさん来て、賑やかになんですけどね。冬になると、なかなか人が集まらない気がして、その対策はどのようにしますか、冬の場合。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） これは賑わいづくりの大きなお話の中で議論がされるテーマかなとも思っておりますが、一つのアイデアとしましては先ほど来申してまますけれども、商店街イルミネーション化によりまして、誘客が図れるのではないかなという風に考えており、どのようなイルミネーションが、より多くの人を誘致できるのかを具体的に検討してみたいと考えてお

ります。

○議長（野村祐司議員） 2番、桑谷議員。

（「はい」の声）

○2番（桑谷 覺議員） では3番目について、さらにつきまして、これは財源を事業も多くなると、財源もたくさん財源もいると思いますので、各種の補助事業とか、補助申請とか、時間かかると思います。早期に事業着手できるように願っておりますけど、今一度町長の決意を伺います。財源問題、お願いします。

○議長（野村祐司議員） ちょっと休憩します。

休憩宣言（午前10時38分）

再開宣言（午前10時38分）

失礼しました、再開します。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） プレミアムつき商品券の事業。

○2番（桑谷 覺議員） 違う。違うんじゃないの。

○町長（角和浩幸君） すいません。

○2番（桑谷 覺議員） 美瑛駅前開発のスケジュール。財源確保、補助事業でありますのでね。

そういう補助事業の申請とかも時間がかかると思いますんで、早期にスケジュールが早期に実現するためには、どのような着手で今一度町長の決意をお願いしたいと。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ご指摘のとおりでございまして、財源確保につきましては十分検討を重ねていく必要があると認識しているところでございます。最初の申しました、大きなビジョンを描く、その基本構想の段階で、既に、どのような財源を利用できるのかというところまで視野に入れた、検討、計画を進めてもらおうと思っております。具体的な財源確保をめぐりに入れた上での計画を既に、まず、計画段階から進めていくということが1点だと思っております。また、これと並行しまして都市再生特別法措置法に基づく、立地適正化計画という計画がございまして。これを認めてもらうことによりまして、ほかの今使うことは出来ない、しかし、この計画が認定されることによって使える新たな補助金交付金などが出てまいりますので、この立地適正化計画、これは駅周辺だけではございませんけれども、美瑛の市街地、まちをどのようにしていくのかという大きな計画であります、この計画も並行して取り進めることによって相乗効果を得られることができるのかなという風に考えているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 2番、桑谷議員。

(「はい」の声)

○2番(桑谷 覺議員) 町長期待しておりますので。続きましてプレミアム付き商品券についてお伺いします。現段階では商品券事業の予定はないということですが、経済対策として、緊急的に実施するのが適当とのことですが、確かにコロナウイルスも5類に移行され、人の動もを活発化してきてはいますが、どうしても力の弱い商店など、コロナの影響は抜け切れないと思います。行政が一事業体への支援は難しいと思いますが、だからこそBeコイン・プレミアム商品券による経済の活性化が必要だと思いますが、再度町長のご意見をお願いします。

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) コロナ禍またコロナの影響を受けていらっしゃる事業者の皆様大変、苦境にあると思っております。そして、今5類に移行し、その影響が脱し、急速に回復してきている段階ではございますけれども、なお個々の事業者さんを見ますと、経営的に、コロナ前に戻りきらないという方が多くいらっしゃるだろうということも認識しているところでございます。その中で、どのような事業を行うことで消費活動をより活発化し、事業者の皆様方が潤うような施策になっていくのかということは、様々な観点からの検討が必要であると考えております。プレミアム付き商品券につきましては、先ほども答弁申し上げましたけれども、そもそもこの事業の出発点からしまして、その時々を経済情勢悪くなったときの起爆剤的な位置づけで行ってきたものでございます。恒常的に、やっていく事業という位置づけではございません。で、これを、その位置づけ、目的の中で、これまで運用して実施してまいりましたので、その事業の目的の継続性という意味では、位置づけとしましては、経済状況に応じて起爆剤的に、今必要であるというタイミングで、プレミアム付き商品券は発行するものという位置づけは変わらず、持ってまいりたいと考えております。一方で、先ほども申しましたけれども、では、日常的な消費行動の促していくためにどうするのかと申しましたら、私としては、今普及をしておりますBeコインをさらに多く普及していただくことで、先ほども答弁申し上げましたけれども、事業者の方々がより積極的に、このBeコインをどうすればもっと使ってもらえるかもっと多くの方に利用してもらえるのかということ、事業者自らがアイデアを出していただける、そういう今機運が非常に高まってきております。そのように、意欲ある、こうしていけばもっとよりいい、活性化できるという事業者さんのご意見などを参考にし、一体となって町も取り組むことによって町内消費の喚起、循環に努めてまいりたいと考えております。

○町長(角和浩幸君) 2番、桑谷議員。

(「はい」の声)

○2番(桑谷 覺議員) 2番。答弁では経済対策に必要なときには、緊急に対応してくる。それは期待しております。このBeコインのことでちょっと言いますけど、5%随時やっています

けど、大型店舗でも5%ぐらいいつもやってるんですよね。だから、私は5%じゃなく、8%、10%、どこの町でも10%っちゃうのやってる町もあると思いますんで、5%でなく、随時消費関係の8%から10%。その辺ちょっと、どのような考えかお聞きしたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 現状の1%、または5%キャンペーン等々でより多くの方に使っていただけのような、工夫を凝らしているところでございます。ただ、そのパーセントが何%が適当であるのかということには、議論が分かれる余地は当然あると思っております。ご指摘のとおり、近隣では10%という報道もなされているのも、存じております。より多くの皆様が使っていただきやすくなるためには、このパーセントが何%になるかということにつきましてBeのコイン普及状況や利用者の方、また、事業者の方のご意見など様々な角度からお聞かせをいただきまして、また改めて判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 11時まで休憩をいたします。

休憩宣言（午前10時46分）

再開宣言（午前11時00分）

休憩前に続き、質疑を再開いたします。

次に、6番、青田知史議員。

（「はい」の声）

（2番 青田 知史議員 登壇）

6番青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田知史。質問方式、時間制限方式。町政の執行方針について伺います。令和5年度町政執行方針について、以下の7点について伺います。

（1）地域共生社会を目指し、福祉関係従事者確保に新たな支援策を想定しているが、様々な分野の人材確保と支え合うまちづくりをどう進めるのか。

（2）芸術やスポーツに親しむ環境を更に整える中で、美瑛らしい現代アートやeスポーツ、アーバンスポーツ、パラスポーツの取組をどう考えるか。

（3）町の経済構造分析と各種の経済波及効果を予測しながら、各産業に対して効果的な予算の配分をしていると推察するが、持続可能な産業振興に向けて企業誘致・起業支援・中小企業支援に向けた具体的な取組をどう考えるか。

（4）自然と共生し生活基盤が充実したまちのためには、民間事業者の協力が必須であり、町内商工業の総合的改善発達のためにも、業界団体等からの要望を聞き、意見交換も必要になると思うがどう進めていくのか。

（5）災害時に安全で安心して避難場所で過ごせるためには非常電源の確保が必要だと考え

るが、庁舎以外の避難指定場所の非常電源設備の配置状況は。

(6) 美瑛町自治基本条例の制定に対する付帯決議についてどう認識し、今後どのような対応をするのか。

(7) 財源確保のために多くの自治体が企業版ふるさと納税を推進しているが、その根拠となる「美瑛町まち・ひと・しごと創生推進計画」の推進状況は。質問の相手は町長です。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 6番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 6番、青田議員さんからの質問事項、町政執行方針について答弁を申し上げます。本定例会で2期目の町政を担うに当たり、私の町政運営に対する所信の一端と令和5年度の施策の基本的な考え方を町政執行方針として述べさせていただいたところでありませう。

1点目につきましては、本定例会で新規事業として福祉人材確保事業や保育体制強化事業を御提案しており、各事業を通じて人材確保に努めてまいります。また、地域共生社会の構築のためには、公的サービスによる住民支援のみならず、地域住民や多様な団体が主体となった相互扶助が不可欠です。地域福祉を推進していく上で必要となるボランティアや地域づくりのリーダーの育成につきまして、社会福祉協議会を中心としたボランティアセンターや生活支援コーディネーターによる啓発などを実施しております。今後とも的確なニーズ把握に努め、安心して暮らせる地域社会の実現のため、人材育成支援や組織体制整備等に力を入れてまいります。

2点目につきましては、現代アートを含む芸術文化を鑑賞することが心の豊かさや生活の潤いにつながるとともに、芸術文化の持つ創造性や斬新さはまちづくりにも通じると考えており、地域課題の解消にも寄与するものと期待しております。現在、町内で有限会社やNPO法人が絵画や映像、演劇などの現代アートの展開を企画されておりますので、行政としましても活動を支援するとともに、主体的な取組も展開してまいります。

eスポーツ、アーバンスポーツの取組も、狭義のスポーツのみならず、若者文化をまちづくりにいかすことで賑わい創出につながると認識しております。近隣市町に会場、練習場等が整備されておりますので、旭川大雪圏域連携中枢都市圏等の広域連携や自治体連携を活用しながら、町民の皆さまが親しめる環境整備に取り組んでまいります。また、これまでも体力やハンディキャップの有無に関わらず、手軽に楽しめるニュースポーツの紹介、用具の貸し出し等を行ってまいりましたが、今後ともより効果的で充実した芸術文化やスポーツ振興策に取り組んでまいります。

3点目につきましては、企業誘致、起業支援、中小企業支援に向けた取組は、産業の活性化や町民の暮らしを守ることにつながり、賑わいのある元気なまちづくりを目指す上でも大変重要な施策であると認識しております。現在は、企業振興促進条例に基づく支援、起業支援事業、中小企業町特別融資貸付金など、それぞれの目的に沿った施策を行っているところであります。本定例会では、制度変更した起業支援事業を提案させていただいておりますが、事業者が求める支援は、社会情勢にも大きく左右され、その時々によって変化するものと思われまます。今後におきましても、それら必要なタイミングで効果的かつ的確な施策を推進できるよう、美瑛町商工会を始めとする関係機関と常に連携しながら取り組んでまいります。

4点目につきましては、これまでも事業者の意見を伺いながら行ってきた事業や業界団体の要望を受けた上で予算化した事業があります。民間事業者が持つ知識や意見は、施策の根幹になり得るものと考えており、それは、商工業の発展だけでなく、町民が望むまちづくりにつながるものと認識しております。これらの声を広く聴かせていただくことは、私が重要視する町長としての役割であり責任の一つでありますので、今後におきましても、これらの機会を決して閉ざすことなく、積極的に意見交換をさせていただきたいと考えております。

5点目につきましては、指定避難所は25か所指定しており、そのうち、収容人数が多い町民センターや学校など計12か所に非常電源設備を整備しております。また、安定的な水道水の供給を維持するため、浄水施設等に計12台非常用発電機を配置し、これらの発電機につきましては、正常に稼働できる状態を維持するため、定期的に試験運転を実施しております。

6点目につきましては、美瑛町自治基本条例の制定に当たって、議会における審議の中で様々な御意見や御指摘をいただきました。その上で付帯決議として議会から示された御意見を尊重し、真摯に取り組んでまいります。

これまでのところ、条例施行に合わせて広報紙4月号に条例策定の背景や基本的な考え方を示した前文などを改めて掲載するとともに、町民の皆さまに条例を身近に捉えていただくため、パンフレットを作成し、広報紙6月号の配布時にお配りさせていただいたところですが、5月に開催いたしました行政区長・町内会長会議におきましても、説明・周知をさせていただいたところですが、

今後におきましても、職員研修の機会を適時設けながら条例の適正な運用を図るとともに、7月に町民説明会を開催するなど、継続的な条例の普及・啓発の取組とその実践を進めてまいります。

7点目につきましては、「美瑛町まち・ひと・しごと創生推進計画」は、令和2年度から令和6年度までを計画期間としており、4つの基本目標とともに、「誰もが住み続けたいと感じられるまちづくり」を目標としております。これまで本町では、本計画に基づき、移住・定住施策や関係人口の創出・拡大、町民参加型のまちづくりに向けた取組など、新たな施策を推進して

きたところですが、一方、その進捗状況につきましては、総合戦略に基づく4つのKPIを設定し、毎年度評価を行っておりますが、令和3年度の現状値では、いずれのKPIも令和6年度の目標値に達していない状況にあります。

目標達成に向けた施策をより一層充実させていくためには、取組に賛同いただける企業を増やし、関係性を築き深めていくことも重要であると認識しております。企業版ふるさと納税は、近年、市場規模が拡大しており、本町の令和4年度における寄附実績は990万円となっております。今後も、企業との連携・協働した取組を推進するとともに、自治体と企業とを結ぶプラットフォームの活用など、有効な手段を取り入れながら、更なる賛同企業の拡大に努めてまいります。以上です。

○議長（野村祐司議員） 再質問を許します。6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 答弁いただきました。執行方針。まず、人に優しい支えの町ということですね、今世の中多様性の創設、前提条件で、価値観というのは前提条件という風に認識しているところなんですけども、その中で、やはり障がいのあるなしにかかわらず、皆さんが一生懸命、生き生きと生活できるそれが地域課題となっているかと思えます。ただ非常に憂慮している事案がございまして、今年の3月29日に北海道労働局から、美瑛町に対して、障がい者の法定雇用率が達成していないと、それに対して、美瑛町は改善計画を出していただき、更にその改善計画も、きちんと行われていないと、そういうふうなことで、適正な実施をするようにということで勧告を受けているかと思うんですけどその勧告についての町長の認識をまず伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 勧告とか通知を受けているということは承っております。障がい者の雇用活躍の場仕事の場を広げていくということは、当然、大切なことですので、今回の通知を重く受け止めまして一刻も早く改善ができるよう、進めてまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 6番青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 答弁いただきました。プレス発表ではね、あくまでも市町村の機関への適正実施勧告の実施についてということなんで、通知ということよりもね勧告という意味合いが強いのかなという風に私は思ってます。それで、現時点で、今後、来年度についてまた、法定雇用率上がっていくんですけども、何人の雇用が必要なのかちょっとその辺り認識ございますでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 法定の雇用率達成に必要な雇用数は4名であり、うち今現状では1名の雇用となっております。すいません。申し訳ございません。本町法定の正確に申します。本町の法定の適正雇用数は、5名本町の適正雇用数は法定では4名となっております。そのうち、本町の雇用数は、3名。ごめんなさい。本庁の雇用数は3名、現在3名でございます。1人が不足しているという現状でございます。この改善には引き続き努めてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） まず数字についてはね解釈ずれあるかもしれないんですけども、来年度もね法定雇用水準が上がってくるんで、それをきちんと雇用していかなきゃならないと、これが大前提の話です。それで、これですねやはり議会としてもね、非常に興味を持ってね、一緒に課題解決というか、共有していかなきゃならない、そういう風な思いでいるところなんですけれども、3月29日以降でいつ通知来たか分からない。なぜこれ議会に対しての報告だとかね、町民に対して、自治体によってホームページできちんとですね、法定雇用率についての解釈が間違ってたんで、今回についてはこれを改善していかどうかそういうようなことも出している自治体ある中で、美瑛町これどうして公のあれでなくて、多分ここで私質問しなかったそのまま流れてですね、実際、知っている方誰もいないかと思うんですよね。職員の方以外。ただこれはやっぱり職員の方含めて全町的にですね、どうやって雇用していくのかだとか、その辺りについて考えていかないと。とそういうのは大事なお話だと思うんですけど、町長これなぜ公表にならなかったのかそのいきさつを伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前11時13分）

再開宣言（午前11時13分）

角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 端的に申しますと、今回の件につきまして報告の義務を負ったものではなかったということに尽きるわけでございますが、しかし、今ご指摘いただきましたように、この問題、議員の皆様はじめ町民の皆様多くの方と一緒に考えていくべき問題であるという認識を踏まえますと、適切な時期早い時期に公開すべきであったかなという風に考えているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

(「はい」の声)

○6番(青田知史議員) まちづくりってやっぱり意味合いとしてですね、当事者の方もやっぱりしっかりと、自立して、そういうまちづくりに参加するだとかそういうことが必要だと思うんですよね。それで、前にも3月の質問したときに、総合計画の中で、障がいのある方にとって暮らしやすいまちかどうかって、その36%しか肯定的な数字が出てなかったということは、やっぱりちょっと私、きちんと認識するべき、再認識すべきだと思うんですよ。そしてやっぱり当事者の方も親御さんも、やはりですね、これから美瑛でどうやって暮らしていくのかと。そういうことを考えたときに、やっぱりこう仕事なんですよね。まちひとしごと創生戦略とかってやっぱりますけれども、障がいのある当事者の方にとっても、やっぱり仕事大事です。そこで、住みなれた町で暮らしていくためにはですね働く場ってのは本当に大事なんですよね。ですからこれはですね町長は次の議会までに、議員協議会でもですね、どのような改善計画を出したのか。また町としてはこれからこういうことをやっていくと、大きなねテーマだと思いますので、これについてはしっかりと考えていただきたいと思っております。お考えを伺います。

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 議員協議会なり全員協議会なり、議員の皆様との協議の場の中で現在の美瑛町の立場と、こういうものをお示しをし、一緒にご相談をさせていただきたいと考えているところでございます。本町のこの役場としての雇用でございましてけれどももちろん、雇用をしないという姿勢で臨んでるわけでは当然ないわけでごさいますして、本町役場としましても、雇用は進めていきたいという立場でございましてその中で、雇用に至る、その募集の仕方ですとか、募集かけたときの応募状況など等々を踏まえて、現状の数字となってしまうわけでごさいます。非常に苦慮しているところではございまして。そのことを踏まえまして、ではどのようにしていけば、採用が進んでいくのか。一部には、障がいのある方だけに募集をかけることが、法的にそれが適正なのかどうかという議論もございまして。そのような議論も踏まえて、どのような形で、障がいのある方の雇用が進められることが実現するのかにつきましてぜひ、議会議員の皆様が、お知恵も拝借しながらともに考えさせていただきたいと考えております。

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

(「はい」の声)

○6番(青田知史議員) だってね、ある町民の方のところにちょっとお邪魔して一杯飲みながら美瑛町議会史のですね第3款読んでたら、当時水上町政の2期目、生涯学習というのがテーマになってました。議会でもですね、喧々諤々いろんな議論がなされた中で町長部局にするのか、あと、教育委員会であるのかそういう議論がなされて職員対象200人を超える職員に対し

て研修やったと。今回の障がい者雇用についてもですね、例えば総務課がやるだとか、保健福祉課かどうか、全庁的な取組をきちんと勉強していただく必要があるんじゃないかなと。もちろん議会議員も含めてですけど。それとあわせて、自治体によってですねこれ渋川市なんですけれども、ちゃんとホームページ、障がい者を対象とした市の臨時職員会計年度職員を募集しますということで、年に1回の報酬を年2回に変えて、さらには、やはりこうきちんとですね、受入れの体制整えたりだとかそういうきちんとした基準、環境整備含めてやっているそういう先進自治体もありますのでね、渋川市群馬県。きちんとこういうようなところの事例に則ってですね、町長が今、法的に採用求人出しているのかどうか分からないという非常に残念な発言だったんですけども、障害者差別解消法、いろんなやっぱり当事者の方に対してやるべきことまだまだたくさんあると思いますので、ちょっとそれしっかりと考えていただいて今年度難しいかもしれない、来年度に向けてですねしっかり雇用を進めていく、法定の雇用率より多く入れていくってそれがやっぱり大事だと思うんですね、多様性の包摂、それで社会参加自立につなげていくとそういうことも大事だと思いますので、いま一度お考えを伺いたと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 法定雇用数を満たしていく、より多くしていくというところを目指すというのは当然のこととございまして、多くの皆様の知見を把握しながら進めさせていただきたいと思います。また、誤解があれば申し訳ございませんでしたけど先ほどの募集の仕方とございまして、積極的に採用するためには、障がいの方、障がいのある方に絞った募集の仕方、出来ないのかという、やろうという意味で役場内で検討を進めたところとございまして。その過程の中で、その障がいに絞った採用の仕方募集をして、いいのかどうか、それが、やりたいんですよ。やりたいんですけど、それをやるのが逆の何か効果になってしまうのではないのかという危惧もあったことから、今まさに急ぎ、法定でいけるのかどうかということ調べているところとございまして。そして今、事例を示していただきましてそういう事例があるということであれば、恐らく法的な問題をクリアできると思いますので、美瑛町といたしましても、より有利な採用が進むような募集の仕方を今後採用させていただきたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 主体的な取組を今回、現在、後含めて、eスポーツ、様々スポーツでやっていくというようなことを答弁いただいたんですけども、eスポーツにしてもスケートボードにしても、美瑛町にはやる環境がないと。それで町民まちづくり提案でもスケートパークが欲しいと。それ担当課のほうに、一応、私も話聞かせ相談したら、見積りを取った6,000

万かかる。出来ませんということでそれでただ、どれだけのニーズがあるかということ私のNPOでやったらですね、当時40名の方が参加して旭川に行ってスケートボードを楽しまれたと。eスポーツもやっぱりこう町民の方も何人か行き始めてるみたいで、ただやはりここで必要なのは、美瑛町にない。圏域の施設を利用しますということも必要なんだけど、美瑛町で何をできるのか。果たしてそういう体験会だとかそういうことも、果たしてやる予定がないかどうか、例えばそのeスポーツなり、スケートボードについて今年度の事業として何か子どもたちの夢、希望をかなえるようなそういう事業、考えているかどうか伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前11時20分）

再開宣言（午前11時21分）

角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） お待たせいたしました。eスポーツのほうにつきましては、端的に申しまして今のところ計画を組んでございません。スポーツをするに当たっての通信環境等々、設備の整備が必要であろうと見込まれますので、現在のところは、近隣市に立派な施設がありますのでそちらのご利用をいただきたいと考えているところでございます。一方でスケートボードにつきましてでございますが、これまでも要望がありましたので、どのような形で出来ないかということ役場内で検討しているところでございます。一定の町有地のこのスペースを開放しますのでここで使ってみませんかというような話し合いを利用者の方々、としたところでもございますけれども、利用者側の方としましては、防具、プロテクターとかをつけない形でやりたいんだというご希望もあるそうでございます。そのときに、けがの心配ですとか、万が一けがされたときの責任の所在ですとか、というところの話し合いの中で今立ち止まってしまっております。現状では、結果的に進んでない状況でございますけれども、どうにか美瑛町内の公共スペースを活用していただけないかということで、さらに、活用いただけるにはどうすればいいのかという観点から話し合いを継続していきたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 答弁いただきました。カムイミンタラDMOに確認しましたらですね、例えばその体験会で、任意団体が例えば、国劇に行くだとかそういうなことで、受入れはきちんと可能ですよということもあるんですよ。私もeスポーツと一般質問したこともあってですね担当課の方とねちょっと話したこともあるんですけども、前年度ですよ、前年度話したこともあるんですけどやっぱり校長、子どもたちやっぱそういうのを知ってもらいたいよねっていう

とろできっかけづくりというかそういうことはねやっぱり町でもやるべきだと思うんですよね。スケートボードもそうです。eスポーツの様々なニュースポーツもそうだけど、そのきっかけづくりをね町はぜひやってもらいたいという風に考えてます。お考えを伺いたと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ご指摘のとおりでございまして自分も取り組んでいるまたは関心があるという子どもたちに、ここであれば、楽しむこと出来ますよという情報を知らせるのは行政の重要な役割だと思っておりますので子供または愛好者向けの利用を促すような情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 伺います。3番目、企業誘致企業支援中小企業支援なんですけども、企業誘致ということで隣町の東神楽でエアウォーターのサーモンの陸上養殖始まったというのは、随分大きな企業行ったなと思うんですけど、こういうような事案で美瑛町にこれまでですね前年度町長が、町長に就任してから、こういうの打診があって、うまくいかなかったとかうまくいったとかってやっぱりそういうのがうまくいったら、当然出てくるから分かるんですけどうまくいかなかったとかそういう打診どれぐらいあるもんなのかまず伺いたと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 今、少し統計的な数字では申せないですけども、日常的に、様々なコネクションの中から、実現可能、あるいはこれは無理だって最初から分かるようなものも含めれば、様々なご提案はいただいております。その中でも、廃校あるいは遊休公共施設を活用していただいているというのは分かりやすい事例でございましてけれども、それ以外でも、様々な形のご提案、また、何なんて申しませう、今、エアウォーターさんの話ありました、エアウォーターさんからは、近隣町とは別の形での協力関係組めないかと、いうようなお話等々、今民間事業者さんからは、様々な協力についての提案などをいただいているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 答弁いただきました。企業誘致も大事な私はねアントレプレナーの起業のほうをねやっぱり力入れる必要があるんじゃないのかなと思って、それにせんだっての議員協議会の時もちょっと提案、担当課のほうにもしたんですけども、私たまさか小樽商大のある先生名誉教授の先生と共同研究過去にあったことがあって、その先生のところ札幌サテライト

行った時にですね倶知安だとかニセコでビジネススクールをやってるんだと。それで企業を、アントレプレナーの一生懸命やって、それで相応の成果が出ているとそういう話があったんですけど、今後、大学との連携だとかということですね何か出来ないのかなと。上川町あたりですねやっぱり小樽商大との連携やってサテライトをつくってそれで、上川高校のほうにも、入学者が増えたりだとか、いろんなそういう波及効果が出て来ると、本町において大津女子さんとも提携してるんですけど、今後ビジネスにおいて何かそういうような連携とかそういうの町長のお考えあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 大学、産官学金の連携が必要であると言われているのを私も重々承知しておりますし、私も大事なことであると認識しております。現時点でまだ確定的な事業の形が見えていないので、軽々に物は言えないですけれども、ただ、議会の皆様には、情報を共有をしていただきたいという思いの中で申させていただきましたら、室蘭工業大学とカーボンニュートラルを中心とした、取組について一緒になって出来ないかって、これは大学さんだけではなくて大学さんと関係のある企業の方も一緒になってございます。産官学の一体となった取組を形にしていこうではないかと、というような話合いを進めているところでございます。大妻女子さんに関しましては既に包括連携協定を結び、特に教育ですとか福祉の分野でございまして、こちらの連携をさらに深めていこうと思っております。また、観光まちづくり関係につきましても、これから連携を強めていかないかというお話をいただいている大学が複数ございますので、大学につきましても具体的化、具体的な事業ができるように、速やかに審議、審査をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 中小企業支援の中で最近私懸念しているのが旭川日銀のね旭川支店の日銀短観ではやや改善という風になってるんだけど、実は北海道信用保証協会の代弁済の金額と件数がですね、令和3年度に比べて、倍増していると。そして令和5年度においてもほぼ令和4年度と同じペースでですね、代弁済が行われていると。早い話、返せなくなったゼロゼロ融資が返せなくなったところで、これから本格的にさらに返済がスタートしていく。そういうようなところですね、中小企業の息切れっていうかね、そういうような、懸念が生じていると。その辺りについて町としてもですねやはり先手を打つような何かそういうような施策をですね考えていく必要があるのじゃないのかなと、少なくともその調査というか動向については注視していく必要があると私は認識してるんですけど町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 事業者さん、中小企業さんの動向につきましては日常的には、商工会さん等との情報交換の中で、常に情報のやりとりはしているところでございます。また、これまでのコロナ対策の様々な融資制度ございましたけれどもそれが償還の時期を迎えるということに迫ってきております。そのことに伴いまして、事業の中身に影響が出てくるということも、十分懸念されているところでございますので、そのような情勢も踏まえまして議員おっしゃるように先手、影響出てからではなくて先手を打っていけるような、支援策について考えてまいりたいと思います。

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

(「はい」の声)

○6番(青田知史議員) 答弁いただきました。質問変えたいと思います。先ほど、駅前の再開発、話題になりました。それで私も3月、4月といろんな方ちょっとお会いして話する中で、ある企業経営者の方がですね、商店街の店舗つき併用住宅についてそれ何とかならないのかと。住んで店舗として貸したいけどどうの。先立っての議員協議会でも別な議員さんからも話が出てました。それでやはり店舗つき併用住宅のですね、流動性を高めていくそういう施策というのを考えていく必要があるんじゃないかなと思ってちょっとポイントの質問になっちゃって。4点目についてこれしかちょっと聞かないんですけども、やはりその辺りについて、必要な施策、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 私どもも役場としましても商工者、商工業の、先ほどのご質問ございましたけど商工業の事業承継について、1番の大きな課題となっているのが店舗付住宅の存在であるという認識でございます。住まわれてる方にとりましては住宅ですけれども、1階が空いているところをどのように改善していくのかということ、1番の課題であると認識しております。そして、そこで、ここの流動化を図らせていただくために、住まわれてる方への、どのように動いていただくのかということにつきまして今担当課のほうで、ここに手を入れることによって、商工業者の事業承継がスムーズに進むよう、その事業の在り方、制度設計を進めているところでございます。

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

(「はい」の声)

○6番(青田知史議員) それでは5点目について伺いたいと思います。避難か所25か所で使用人数が多い町民センターと12か所に電源設備を整備しているということで伺って、私本町1丁目のほうですってちょっと、事務所を構えてというかそういう事業もやっていたんですけ

ども、そこでやはり避難場所となってるのがラヴニールとビ・エールだとかその辺りですね、そこが実は避難場所となってるんだけど非常電源がないというそういうような認識でいたんですけどこれ12か所となってるんですけどこれ、内訳、どういふようなところになってるのか、ちょっとざっくりとでいいんですけど、学校関係が多いものなのか、町の施設どういふ事になってるのか伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ご指摘のラヴニール避難所には入ってございません。例えばですね、全部話してって言えば全部申しますけれども、旭の地域人材育成研修交流センター、に入っております。北西小麦の丘体験交流施設に入っております。美馬牛小学校に入っております。美沢小学校に入っております。美瑛町農業担い手研修センターに入っております。大雪青少年交流の家に入っております。美瑛小学校に入っております。美瑛高等学校に入っております。町民センター、美瑛東小学校、スポーツセンター、美瑛中学校等に入っております。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 答弁いただきました。ちょっと私の認識違いもあったかと思うんですけどそれで何を聞いたかという、令和4年3月31日地方公共団体のBCPの実行に関する調査ということで非常用発電設備の設置対応、これですねやはり、実際、何かあったときに使えないということが、これまであったようなんです。180の北海道の180のところでは144のところでは設備整備をされてるんですけども、そのうちの7割以上が、ちょっと何かあったときに不具合が生じそうだとか、そういうようなことになってるんですけど、美瑛町の点検だとか修繕、可動式の発電機じゃなくて、非常電源設備についての、そういう点検だとかね、試運転、どのような感じで行ってるのか伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 先ほども、運転等をしていると答弁させていただきましたけれども容量の大きいものにつきましては月1回の点検を進めているところでございます。また、先ほど申しましたところ以外の水道設備に関しましても非常用電気入れておりますけれども、こちらにつきましても同様に運転を行いながら、点検を進めているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） また、美瑛町総合防災訓練あるんで恐らくその辺りは大丈夫かなと思うんですけども、燃料のですね供給連携とか、協定結ばれてるかと思うんですけどねそのよ

うな場合に、優先的に受けるようになってはいるんですけれども、なかなか自治体の中にはですね、その業者さんが停電なった時にポンプくみ上げ出来なくて、対応出来なかったとそのような事例もあるようなんですけれどもその辺り、燃料の協定について、どのような状況になっているか伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前11時34分）

再開宣言（午前11時35分）

○町長（角和浩幸君） 協定は、燃料に関する協定は現在結んでございません。一方で、実例としまして、ブラックアウト時等におきましては、事業者さんをお願い、ご連絡をし速やかに補給をしていただいているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 私、総務省の調査というか見たらですね、美瑛町マルついてたんで、協定なってるのかなという認識であったんでちょっとご確認いただけたらと思います。それで、ちょっと2年前の話なんですけれども、本町と、ある企業とか、災害時の協定結ばれたかと思うんですけれどもね。それで町長も出て私もそのときちょうどこう、あるフィナンシャルグループのね、そういう仲介があったら私もそこへ参加させてもらったんですけれども、そういうような協定があると、そこの災害時には、ソーラーのコンテナハウスを供給するよというそういうような提携内容になっておりますが、こういうような相手先企業の何ていうかな、提携をあるにもかかわらず、地域防災計画にはそういうのが載かってないんですけどそれなぜ乗かってないのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 防災ですとか災害に関わる協定というものは、近年非常に多くのご協力をいただける、企業、事業者さんからのご提案もございまして、かなりの数随時結んできている状況にございます。随時随時のものが防災計画に掲載出来ていないというのが実態ではございますけれども、今後町民の皆様の安心のためにも、こういう協定を、美瑛町は結んでいるんだと。いうことを明示するためにも、今後の改定時におきましては、協定につきましての情報発信につきましても、検討して掲載してまいりたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 答弁いただきました。災害は忘れた頃にやってくるってよく言いますがけれども、この企業をやっぱりしっかりとですね応援してくれるよとそういう道内7例目だっ

たんですよ。それで、やはりこういうところと、日々連絡をして、お名前、会社名はね、当然覚えてるかと言います。大和テックという会社名古屋の会社なんだけれども、一生懸命そうやって応援するしますということでわざわざ来ていただいてお越しいただいてると。だからそういうところに、定期的にですね何かやお陰様でこっちも無事だとか、何とか、何事もなく過ぎましたよっていう日々何かそういうやりとりってのがあるのかどうか、連携先多くなればなるほど大変かと思うんですけど、同様に平時の場合、お付き合いしているのか、町長の認識を伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 定期的な意見交換のやりとりですとか、情報のやりとり挨拶というものは、現状では持ってございません。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 質問変えます。それでは6点目についてなんですけれども、自治基本条例、議会史上残る4対4の何かそういう反対討論賛成討論もあって、町民の関心も非常に高かったのかなってそのときはですね。ただ、今、町政始まりまして、2期目始まりまして、これで7月に町民説明会行われていることなんですけれども、子どもからやはりシニアの方含めてですね多くの方に参加していただきたい多様のある、また多様性の包摂というような意味合いからもですね、やはりより多くの方に参加していただきたいと私は考えているんですけどその辺りどのような方法で運営といいますかね、7月に開催するのか1回限りなのか、2度3度やっていくのかその辺りについてのお考えを伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 現時点では、7月11日の開催を考えているところでございます。ご案内につきましては、広報ですとかLINE、防災無線等を通じた形での参加の呼びかけをさせていただきたいと思っております。当然町民生活、町民の全ての方に関わることでございますので、なるべく多くの方、各年齢、世代の方々が参加していただけるようなそういうような、雰囲気づくりといいますか工夫づくりも、努めてまいりたいと考えております。現在、現状ではこの1回をまず行ってみようということで話を進めております。そのときの町民の皆様の反応ですとか理解度を見させていただきまして、この1回限りがもう決定ではございません。必要であれば、2回目3回目を開いてさらに、理解を深めていただくそういう機会を持っていきたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

(「はい」の声)

○6番(青田知史議員) 答弁いただきました。やはり町民のね定義、それでいくと幅広い方対象になるかと思えます。外国人、町内在住の方100名ぐらいいらっしゃるのかなと推察するんですけども、そのような方に対してどのようなアプローチといたしますかね、ご案内をするのか、その辺りお考えがあれば伺いたいと思えます。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午前11時40分)

再開宣言(午前11時40分)

角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 現時点では、先ほど申しました手法をとりまして幅広い方々への参加を呼びかけさせていただきますが、現時点では、外国人の方対象という、発想は持っていなかったところがございますけれども、より多くの特性のある方々属性の方々に参加していただけるように、ご指摘も踏まえましてより多くの方が、方々が参加できる工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

(「はい」の声)

○6番(青田知史議員) 質問を変えます。最後の質問になります。7点目で、企業版ふるさと納税、これはやはり税外収入をですねしっかり確保していく増やしていくということは今後のまちづくり中で非常に大事な観点かと思えて、度々私も取上げさせていただいてるんですけども、これ美瑛町ですね、ホームページのほうからダウンロードした企業版ふるさと納税のパンフレットになってまして、何人かの方はですね知人経営者の方もいたりちょっとそういう、何ていうかな、役所の方もいてちょっと、見てもらったりする中で、ここをちょっと実際に見え方のパンフレットですよ。字小さいよねっていうのとかあとあるいはこうなんかいろんなこと書いてるけれども、何かこうイメージがしづらいんだと、そういう意見が実際にありました。それで、令和4年度の実績という990万とか以前の400万からみたらに倍なっているんですけど、まだまだそのほかの自治体と比べると、まだ伸びしろがあんまりね、頑張ってるやっぴいかなきゃならないところあるのかなという風なところがあるんですけども、やはりポイントを絞ってですね、何かいろいろこう、事例だとかで見ると内閣のふるさと納税の企業版ふるさとなどで活用事例集、いろんな取組、書いてあります。ここではもう紹介しませんけれども、やはり絞ったですね、計画をつくっていくだとかっていうのも大事なのかなと。美瑛町のように四つの柱で大きな枠組みということも大事なのかもしれないんですけども、例えば、自然の村キャンプ場についての、そういうようなところを地方創生に結びつけるであるとか、

やっぱりその辺り今回、26年ですか、更新に向けてですね、何か改めて、よりぐっと絞ってイメージしやすく、何かこうわくわく感が伝わるような、そういうような計画を立てて、それをもとにして企業版ふるさと納税を募ると。そういうようなことが必要になってくるんじゃないのかなと思ってるんですけども、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 結論的に申しまして、端的に申しまして議員ご指摘のとおりだと思っております。企業側にとって個々に関わることが、企業のメリットにもつながるイメージ的な面も含めてですけれども、というような魅力ある事業を小事業をより多くつくっていくそこに対して協力を呼びかけるということが、これから企業版ふるさと納税を伸ばす、キーポイントになっていくのかなと考えております。そのことは当然、担当部局も同じ認識でございまして、これからの改善点としてご指摘をいただいた点を踏まえているところでございます。そして、企業版ふるさと納税、これまでもちょっとご答弁させていただきました。企業側が、どうしてこの自治体なんだというところがこれまで結構ネックになっていたところでございますけれども、ここに来て急激に環境が変わってきて企業にとっても、企業版ふるさと納税することが、別に株主等々に指摘されないというような、気運になってございます。で、急激に寄附額も増えてきておりまして、令和5年、現時点で既に650万円をいただける見込みとなっております。さらに、昨年度を超えていくのは間違いないかなと思っているところでございます。こうした、良い流れを受けましてこちらからさらに積極的に打って出ることによって、更なる納税をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 答弁をいただきました。駆け足になって申し訳ないんですけども、最後の質問になります。今の対象をぐっと絞ってということと言った企業がですね関心持ちやすかったりするのが意外とその奨学金であったりだとか、あと観光の施策であったりとかそういうところに何かこう、結びつきやすいというようなことが、何か私、いろいろ事例集ってあるんですよね。東川の奨学金なんかもそうかもしれないし、下仁田町の何かそういう、奨学金で若者ふるさと回帰だとかっていうのもやっぱりあるもんですからね。あとは、温泉施設をリニューアルしたいんだとかということで募ってるそういう自治体もあります。その辺り何か、町の総花的なあってちょっと申し訳ないんですけども、大きなくくりじゃなくてぐっと絞ったですね、そういうような伝え方というか、賛同の募り方、するべきじゃないかなと思って最後に決意表明としてこれからどんどん増えていくかと思っておりますのでね、どのように行っていくのか改めていか改めて伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 今この場でこの事業この事業というところをまで煮詰めているわけではないのでお答え出来ないのですが、大変心苦しいところではございますけれども、ご指摘のように大きなバクッとした目標ではなくて個別具体的な事業、ここに企業さんが関わっていただくことによりまして、企業側にも利益メリットになるような取組、そのことを、それが何なのかということをお話を今、鈍意担当部局の中で詰めているところでございます。例えば今の奨学金は、恐らく若者を育てていく、そのことに企業が貢献することの社会的意義というところが、恐らく見られ、そこに集まってきているのかなという風に聞かせていただきました。そのような観点から、美瑛町にとりましても、また企業側にとりましてもメリットがある、魅力ある取組を鈍意また急ぎ、つくってまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 6番議員の質問を終わります。

次に、5番、保田仁議員。

（「はい」の声）

（5番 保田 仁議員 登壇）

保田議員。

○5番（保田 仁議員） 番号5番、保田仁。質問方式、時間制限方式。質問事項、美瑛高校の将来像と支援について。質問の要旨。令和5年6月に北海道教育委員会が策定した、公立高等学校配置計画案によれば、「全道の中学卒業予定者は令和6年度から8年度までの3年間で4万1千人から1千人以上減少し4万人を下回り、その後も減少傾向にある。」と見込まれています。さらに、その中における基本的な考え方として「市町や圏域において複数の高校が設置されている場合、関係市町村の参画を得ながら高校の役割分担や定数調整も含めた具体的な配置の在り方を検討する。」としており、多数の欠員が生じている高校は再編統合や募集停止の措置を受ける可能性が高いと言わざるを得ません。

本町においては、美瑛高校への施策として教育環境振興補助事業により、地域と連携した魅力ある高校づくりのための支援を行ってきており、生徒数の減少に一定の歯止めがかかった時代もありましたが、国の施策や社会情勢の変化に伴い、現状の新入学生徒数は本年度で25人の欠員であり、昨年度とほぼ同様の欠員数となっていることから、存続を危ぶむ声が多く聞かれます。

地域にとって高校とは、基礎的な学問知識の習得だけでなく、培われた知識やスキルを地域の産業や文化に生かすことで、地域経済の発展や地域の魅力向上につながると考えています。

そこで、美瑛高校への支援に関して次の3点について伺います。

（1）今までの支援の実績と効果は。

(2) 高校進学に対する地域における実情や課題は。

(3) 地域の高校として求める将来像と今後の支援は。質問の相手は町長です。

○議長（野村祐司議員） 5番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

（町長 角和 浩幸君 登壇）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 5番、保田議員さんからの質問項目、美瑛高校の将来像と支援について答弁を申し上げます。少子高齢化が進む北海道内では、生徒数の減少に伴って高校の統廃合が進み、ピーク時の平成11年には、245校あった道立高校は現在189校となり、56校が姿を消しているとともに、学校規模もますます小規模化しております。このような中、美瑛高校におきましては、国の高等学校等就学支援金制度の改正や、学区内の就学環境の変化等による影響がさらに加わって、本年度の入学者数は15人となり、議員ご指摘のとおり今後の学校存続に向けて厳しい状況にあります。1点目につきましては、町では美瑛高校の生徒数の確保に向け、平成18年度から各種支援制度を拡充しながら継続した支援を行ってまいりました。これにより生徒数の減少に対して、一定程度の抑制効果があったものと捉えておりますが、特に近年の美瑛高校を取り巻く環境の大きな変化に対する根本的な解決には至っていないのが実情です。

2点目及び3点目につきましては、町内中学校の卒業生の美瑛高校への進学率は、直近5か年の平均値では13.8%と、一定数の地元進学率が確保されていましたが、本年度は4.4%と大きく低下する結果となりました。また、北海道教育委員会が本年3月に策定した、これからの高校づくりに関する指針改訂版では、再編の対象を1年生が2年連続で20人未満と明記され、美瑛高校の存続に向けて厳しい課題を抱えております。町としましては、美瑛高校の存続が、人口減少の緩和や地域経済に寄与し、本町の地方創生にも役立つと認識していることから、より一層美瑛高校とともに、地域づくり人づくりに取り組む必要があると考えます。今後は先進事例や識者の知見をお借りしながら、これまでの支援策とは別の観点で、美瑛高校の魅力化と存続に向けた取組を検討してまいります。以上です。

○議長（野村祐司議員） 以上で午前の質疑を終了します。

暫時、午後1時まで休憩をいたします。

休憩宣言（午前11時52分）

再開宣言（午後 1時00分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、質疑を再開いたします。

5番、保田議員の再質問を許します。どうぞ。5番、保田議員。

（「はい」の声）

○5番(保田 仁議員) 5番保田です。それでは一般質問を全般を通しまして再質問をさせていただきます。まず最初にですね、答弁書にありますとおりですね、直近5か年間で美瑛町の中学卒業者のですね、進学率13.8%ということで、本年度は4.4%まで落ち込ん落ち込むというか、下がっているというところで大きな原因っていうのは何だとお考えか。まずは、その点についてお伺いをいたします。

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 地元からの進学率が4.4%とこれまでに比べて大きく落ちているというこの要因でございますけれども、統計的なデータ的な分析といいますか、聞き取り調査とか、そういうことはしておりませんので、本当の生徒または保護者の方の思いというのは、つかんでいるところではございませんけれども、大きくは、地元進学だけではないですけれども、美瑛高校全体への進学者数が減っている要因といたしましては、子供の数が減ってきていること。それと、私立高校の実質無償化が始まっていること。そのことによりまして、子どもたちの選ぶ選択肢が広がっている中で、美瑛高校が選ばれなくなってきている傾向があるというような大きなくりの分析といいますか、こちらとしてはそういうような要因があるのかなという受け止めをしているところでございます。

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

(「はい」の声)

○5番(保田 仁議員) そういったことだと私もそんな感じは受けておりますけれども、美瑛高校のですねホームページによりますとですね、美瑛高校もいろいろな取組をされております。特色あるカリキュラムとしましては、朝学習ですとか、ICT活用の推進。それから取得可能な資格を多様化していたり、学習のサポートをしていたり、またキャリア教育としまして、地域産業考えるグループ学習ですとか、町内企業のインターンシップ。インターンシップ後報告会だとかプレゼン、マナー教育。それからまた大学だとか専門学校へですね就職ですとかも、希望叶えているような国立大学にも入っているような、そういったお子さん方もいるようですし、また、町の支援としてもですね就学支援制度と、いろいろと頑張っているのかなとそんな風に思っておりますけれども、それでもやっぱりですね、町内からのですね進学率が低いのはですね、先ほども答弁にもありましたけれども町民から見て、何かしら魅力が足りないのかなと。また魅力の発信が足りないのかなと。そういったところに要因があるのではないかと考えられますがそこら辺はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 今保田議員からご指摘をいただきました。例えば、特色あるカリキュラ

ムですとか、キャリア教育ですとかに力を入れていること。あと、このところ進学率も上がってきていて、望む大学への進学を果たしている生徒たちも増えてきているということが、現実的に今、美瑛高校をめぐるってそういう現状であると、私も思っております。で、定期的に美瑛高校と美瑛町担当者との間の協議をしておりますけれども、その協議のやりとり私はその場に入ってませんが、後日の報告を見ておりますと、高校側もそういう高校の取組が、広く知られていない、というところの何とかいいますかもどかしさみたいなものは感じているような内容となっております。そういう意味では、魅力の発信の仕方が足りない。高校を責めるわけじゃないですけど高校、役場も含めてもっと美瑛高校の現状取組というものを発信していくことによって、中学生たちに目に触れてもらうということが、できるのかなという風には思っております。また、ただ一方で、高校というのは小中学とは違いまして、皆さんご存じのとおり、一定の進学を目指す方々が偏差値順で高校を選ぶという傾向これはもう、当然あることでありまして、そういうような高校の在り方を考えたときに、美瑛高校よりも他の高校に魅力を感じている生徒が、一定数多くいるということなども要因となって今の美瑛高校の入学者数につながっているのかなという風に思っております。

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

（「はい」の声）

○5番（保田 仁議員） 分かりました。答弁書にもですね魅力化に向けて取組たいというような答弁がいただいておりますけれども、町長が今ですね、考えられる魅力とはですね、一体どういう風なことなのかというところをですね、もしそういったものが、頭の中に浮かんでいるようでありましたらですね、考えをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 美瑛高校をめぐるましては、なかなか難しい面がございまして一つは、やはり道立高校であるということ。その道立高校の教育の在り方に町として関わっていくということが非常に限定的になってしまっているという、この難しさがずっとこう美瑛高校支援策についてはあるところがございます。これまで、先ほど答弁申し上げましたけれどもずっと引き続き美瑛高支援を続けておりますが、これは美瑛高校が、道立高校として道立高校のカリキュラム位置づけの中で果たしている、今の勉強の在り方。その在り方を、側面から美瑛町として、支援をしているというやり方、在り方で支援をしまっております。ただ、議員ご指摘のように今回のご質問そのものですけれども、その支援策を講じて、ここまで入学者数が減ってきているのではないかという、この現状でございまして。では、これまでどおりの支援では、恐らくもう効果が限られているだろうという風に受け止めざるを得ないと思っております。

そこで、ご質問の魅力化ですけれども、今の道立高校のカリキュラム。今持っているものを、

側面から支援するというだけではなくてですね他の全く違う物差しといいますか、美瑛高校の在り方を論じていかなければ、魅力化につながらないと思っております。その魅力化というのが何かというご質問で、これが魅力だと今お示しは出来ないですけども、美瑛町が関わる中で、美瑛高校との間の中のお話でいけば、やはり高校が町内にあること。高校に若い年代の人たちが毎日毎日集ってもらうということ。このことが美瑛のまちづくりに対して、大きな効果を持っている。そういう存在であるという認識でございます。でありますので、美瑛町といたしましては、より多くの若い方々が美瑛高に集ってくれる。そういう魅力づくりを、美瑛高校もでございますし、美瑛町も一緒になって、地域も一緒になって、これから築いていかなければ、ご指摘のように本当に先は見えてきてしまっているそういう状況になりかねないなと思っております。

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

（「はい」の声）

○5番（保田 仁議員） そうですね、魅力化ってすごい大事だと思います。子供たちが行きたい、入りたいという高校にですね、ぜひ町も、道立ですね。道も町も含めてですね、みんなで努力していければいいのかなと思います。ここでですね、全国ですとか北海道のですね、事例、取組なんかをちょっとご紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、島根県がですね地域おこしの先進地でもあると思っておりますけれども、中でもですね、人口減少が著しかった離島のまちが、人口増に転じた。ということで有名な海士町ですけども、町内唯一の大きい島前高校がですね統廃合の危機に直面していた。それがですね、魅力化プロジェクトを立ち上げてまして、推進したことによりまして、廃校寸前だった高校が入学者が増加し、離島の高校としては異例となります1学級からですね2学級80名に増加となったという例があります。また島根県内でも、これは離島ですけども、島根県内でもですねあと美瑛と同じ中山間地域ですね、津和野町がですね津和野高校がですね、海士町と同様の取組で成果を上げています。そういった例もあります。あと文部科学省のほうでもですね、地域との協働による高等学校教育改革推進事業の取組というものを展開しておりましてですね、地域振興の核として高等学校の機能強化を図ることを目指しているようでございます。本町もそうした国や道の事業を活用して取り組めるのでないのかなとそんな風に思っております。北海道の例としましては、皆さんご承知のように音威子府の美術工芸高校ですとか、ニセコ高校、三笠高校など広く知られているところでもありますけれども、最近ではですねオホーツク管内の清里高校が道と連携した取組を行ってですね、いるというところで、これはですね道教委がですね、札幌市に設置しました遠隔事業配信拠点、TBSからオンライン授業の配信を受けて大学進学ニーズにこたえようとする、取組を始めたというところでございます。清里高校ではですね、減少傾向に拍車をかけている原因がですね、町内からの入学する生徒の少なさ。美瑛と同じなのかなと思います

けども、そういった認識であります。大学への進学を実施重視する生徒たちはですね、より授業が充実している都市部の高校を選択して、その結果町内からの入学者が減少してしまったことが原因と考えられています。このまま子どもたちに選ばれない高校になってしまえば学校存続は危うくなると。そういった考え方だからこうした取組を始めたとのことですがけれども、まだ結果は出ていないということで1例を挙げておきますけれども、こういったことですね、魅力化推進につきましてはですね、早急な取組が必要だと思いますし、非常に難しいことだと、そういう風に認識をしております。ご紹介しました海士町、津和野町、清里町のように、プロジェクトを立ち上げることはですね、有効だと考えますけれども、その考えはあるのか。それと、もしありましたらですねその組織体制とかですね、スケジュールとかですね、そういったものの考えがありましたら伺いをいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 先ほど1回目の答弁の中でも申し上げましたけれども、美瑛高校の魅力化のためにはやはり先進事例に学ぶということと、識者の知見をお借りしながらという形で答弁をさせていただきましたけれども、まさに、全国で様々似たような状況の中で、特色ある取組をしている高校がございます。そういうような取組を、謙虚に学ばせていただきたいと考えております。実際に現在、美瑛町内でも、美瑛町内の地域プロジェクトマネージャーとして活動していただいている方が非常に海士町とも人脈をお持ちでありまして、海士町あるいは隠岐島前高校の関わってる方々とも、直接コネクトできるお立場でありまして、それを有効に使わせていただきまして、海士町、島前高校のプロジェクトに関わった方々から直接お話を伺うということも、今これまでできてきているところがございます。こうした知見を生かしていかせていただいて、美瑛町内でもこれまでの支援策とは違う観点、違う次元の魅力化策というものに取り組んでいかなければならない時期だなという風に思っております。そういう方々、外部の方々との話合いとか協議の中で、今教えていただいておりますのは、この高校の魅力化について、外部の人材を活用するということが有効ですよというお話をいただいております。例えば地域おこし企業人という形で関わっていただくとか、あるいは、学校高校のコーディネーター的な人が必要で、高校内部と地域をつなぐそういう役割を担っていただく方々。こういう方も非常に力を発揮していただけますというようなお話をいただいて、なるほどなと思っております。美瑛町でも、このような形で魅力化の取組が、図ればよいと思いますし方向性としては、そういうように、外部の方のお力をいただくというのが有効なのだろうという風に現時点で考えております。ただ、一方で今美瑛高校をめぐるまは、美瑛高校学校運営協議会という協議会が既に設置されております。これはもう高校ですとかOBの方、教育委員会の方、役場もちろん入っておりますけれども、こういう方々で構成している協議

会でございまして、この中で議論を進めていただいております。ただ、この協議会自体が道教委からの委嘱で道教委の規則によって運営されているというものなので、やはり前提が今の高校の在り方を前提にした協議会なのかなという思いがございまして。そこで、もし外部の人材を、方々の力をいただくのであれば、この協議会にその方々が入っていただくという形になるのか、あるいはまた別の議員ご指摘のような、プロジェクトチームみたいなものを組んで、そこで検討していくのかということ、どちらかを選んでいかなければならない、そういう時期に来ていると思っております。ただ、現時点でどちらを選ぶかと決めてるわけではございませんけれども、いずれにしても、今のままではなくてより多くの方々の知見をお借りして、プロジェクト的に進めていく。それも早急に進めないと、今の入学者数を見ていると、もうそれほど時間は残されていないという認識で立っております。先ほど、ご指摘いただきましたとおり、道立高校だから道がやるべきだというスタンスではなくて、町も主体的に関わっていく、町の地域振興の大きな要の一つの存在であるという、そういう観点から町が関わっていく時期に入っていると思っております。ただ今こうしていきます。この時期にこうします。スケジュールこうです。というところまではお話は出来ませんが、それが申し訳ないですが、今までの支援とは違う形で町が取り組まなければならない。そのために、あらゆる形をこれから考えていきたいという決意であることをご答弁させていただきたいと思っております。

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

（「はい」の声）

○5番（保田 仁議員） プロジェクトチーム、早急にですね、そういった有識者の参画のもとですね、察急にですねプロジェクトを立ち上げていただきたいなとそんな風に思っております。今の答弁の中で、道立高校云々というところの答弁も一部答弁いただきましたけれども、道立高校だから道が主体となって取り組むべきという考え方ではないということをお願いしております。それで最後の質問になりますけれども、美瑛高校の町立化ですとか、公設民営化の考え方もですね含めまして、最後にですね将来像について町長のお考えがあればですね、お伺いをいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） このことに方向性につきましては、まさにこれから開かれていく、設置していきますこのプロジェクトチーム、どういう形になるかまだちょっとお答え出来ませんが、その有識者の方々また関係の方々地域の方々の中で議論をしていただいて決めていく事柄だろうなと思っております。ただ、方向性としましては、現在道立高校でありますので、非常に先進的な取組をしている隠岐島前高校も県立高校であり、海士町立では

ない。県立の形の中で、様々工夫を凝らした取組が出来ているという事例を鑑みますと、今の道立のまま魅力アップをすることが出来ないかと、考えていくのがまず近道かなと思っております。その上で、それではまだ足りないとか、もっと工夫が必要だということであれば、次の在り方を探っていくという順番になるのかなという風に思っているところでございます。

○議長（野村祐司議員） これで5番議員の質問を終わります。

次に、11番、谷本健一議員。

（「はい」の声）

（11番 谷本 憲一議員 登壇）

11番、谷本議員。

○11番（谷本憲一議員） 番号11番、谷本憲一です。初めて質問させていただきます。質問方式、時間制限方式。質問事項、スマート農業の推進について。質問の要旨、農業現場では、担い手不足や高齢化が進んでおり、農作業における省力・軽労化が求められています。その解決策の1つとして、スマート農業の普及が期待されています。2021年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」においても、効率的な機械作業は温室ガス削減に向けた技術であり、作業の省力化、化学肥料・資材等の使用量低減などの様々な効果が期待され、スマート農業の環境への度合いは、大きく戦略実現のカギを握っています。

本町においても令和3年にRTKシステム基地局が設置されました。令和5年4月現在、利用者は40戸以上と、スマート農業機械の導入は、急速に進んでいます。RTKを含め、スマート農業のネットワークとして多くはキャリア4Gの携帯電話(LTE回線)が必要ですが、中山間地帯では、圃場内の通信不感地帯もあり、どうカバーしていくかが課題として残っております。

今後は、地域限定で整備できる「ローカル5G」や「地域BWA」などの情報通信環境の整備は、農業分野だけにとどまらず、医療や教育、テレワーク、防災、交通網への活用など町民が安心して住み続けられる条件整備に大きく貢献すると思われれます。

そこで、今後のスマート農業の推進と情報基盤の整備について、次の2点を伺います。

（1）スマート農業の現状と今後の推進計画について。

（2）次世代情報インフラの活用に向けた情報収集や計画等策定の必要性について。質問の相手、町長。

○議長（野村祐司議員） 11番。谷本議員の質問を、質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

（町長 角和 浩幸君 登壇）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 11番、谷本議員さんからのご質問。スマート農業の推進について答弁

を申し上げます。国は、「2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」を掲げて施策を展開しており、先端技術を活用したスマート農業の普及は、全国的に広がりを見せております。

1点目につきましては、本町におけるスマート農業の推進に当たり、令和3年度から町内生産者、農協、関係機関で構成される美瑛町スマート農業推進協議会を設立し、RTK基地局の運用や関係者間の情報共有を進めております。

令和4年度は、女性農業者向けの体験研修会等を実施し、スマート農業技術の機能性や操作の簡易性を広く周知しました。また、国の融資主体型補助事業の活用や町が支援する「美瑛町未来につなぐ農業支援事業」におきまして、スマート農業技術の導入に関する申請を優先的に採択し、さらに、RTK利用に関するモニタリング事業の実施により、スマート農業技術は少しずつ普及している状況です。

今後は、スマート農業を実践している生産者へのヒアリング等調査を実施し、本町のスマート農業技術普及の障壁となっている通信不感地帯等の把握に努め、作業の省力化において効果が高い自動操舵システムの導入促進に向けた情報通信環境の整備について検討を進めてまいります。

スマート農業技術につきましては、作業負担の軽減や環境負荷低減等の効果が期待されますが、その技術は日進月歩で進化しており、導入費用が高額になることも課題となります。本町において効果的な普及が進められるよう、現場の生産者の声を聞きながら、国の補助事業の活用を検討するとともに、関係機関との連携によるスマート農業の推進を図ってまいります。

2点目につきましては、5Gなどの次世代情報インフラの活用に向けて常に情報収集を行っている状況です。現在のところ計画等は策定しておりませんが、高齢化や人口減少の課題がある地域にこそ、デジタル化が必要であると認識しております。

デジタルインフラの整備につきましては、条件不利地における5G・IoT等の高度無線環境の整備のほか、携帯電話基地局等の整備につきましても、総務省の補助金制度を活用することが可能です。

また、ローカル5Gにつきましては、スマート農業以外の活用も含めて他市町村の実証実験事例なども増えてきております。引き続きデジタルインフラの活用に向けた情報収集を進めるとともに、観光や防災など農業以外の活用方法も含めて、既存の携帯電話エリアの拡大等も合わせて検討してまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 11番谷本議員の再質問を許します。11番谷本議員。

（「はい」の声）

○11番（谷本憲一議員） 11番、谷本です。答弁をいただきました。それでは再質問させていただきます。スマート農業推進協議会では、最先端技術の紹介または研修会等を実施し、

生産者の1人として大変感謝をしております。また今後、スマート農業の実践をしている生産者へのヒアリング等を実施し、通信不感地帯への把握に努め、情報通信環境の整備について検討を進めると回答がありましたが、具体的にどのように考えておられるかお聞きいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） スマート農業推進協議会さんが活発な活動を進めていただいております。その中で、もちろんスマート農業あるいは先端技術に詳しい方もこの中に入っておりますので、この方々の中でより一層、協議を進めて美瑛町農業に合った形のスマート農業の在り方を検討していただきたいなと思っております。生産者のヒアリングにつきましては、もちろんこれまでも、このスマート農業を推進するに当たりまして聞き取り調査あるいはお考えを聞く機会というのは設けさせていただいておりますし、通信の不感地帯につきましても、美瑛町としても一定のエリアというのはもう把握をしているところでございます。不感エリアがそこを今ある、今把握しているところだけなのか。あるいはもっとほかの地帯でも、通信状況よくない地帯があるのかも含めてさらに探ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 11番、谷本議員。

（「はい」の声）

○11番（谷本憲一議員） 11番、谷本です。答弁をいただきましたけれども、本当に今回関係機関で構成されます、美瑛町スマート農業推進委員会といういい委員会がありますので、そこを中心としてですね、各地域に通信状況のアンケート等を行っていただきまして、地域の通信の状況をきちっと把握した中で、関係機関への働きかけ等お願いしたいと思っておりますけれども、そこら辺の考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） アンケート調査ということでございますと、スマート農業に関するアンケート調査を既に回答期間令和3年12月14日から12月30日まで、回答者数95名という形のアンケート調査をスマート農業推進協議会で実施をしているところでございます。通信の不感地帯だけを調べるのが目的ではなくて、スマート農業全般に対する意識、あるいは課題についてを問うているのが、内容のアンケートでございます。このような形で、一旦は情報としては把握しているつもりではございますけれども、通信の不感地帯のつきまして、さらに、どの箇所が不感地帯になるのかということは、聞き取りを進めてまいりたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 11番、谷本委員。

（「はい」の声）

○11番（谷本憲一議員） 11番、谷本です。回答いただきました。本当に通信不感地帯、美瑛町あの丘のまちびえいということで、いろんな地域たくさんあるわけですけども、本当にこれからスマート農業、美瑛町の農業の要となる問題ですので、この不感地域の聞き取り等をお願いしたいと思っております。続きまして補助事業についての質問にさせていただきたいと思えます。スマート農業の機械の導入に当たってはですね、費用が購入ということで導入を考えている生産者がたくさんおられると思えます。そんな中で、国の融資主体型補助事業については、ポイント制ということで、いろいろハードルが高いところがあります。また町が支援をしております、未来につなぐ農業支援事業は、町独自の事業でありまして、少しずつ増えてはおりますけれども、なお一層の普及を進めるにはですね、国の補助事業の情報提供等いろいろこの町のほうでも、提供していただきたいと思っておりますけれども、そこら辺のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 未来につなぐ農業支援事業を大変申込みも多くいただいて、好評いただいているところでございます。目的といたしましてはもちろん意欲ある農業者の活動を支援するということと、今お話がございました国の融資事業等々、似たようなもので国が行っている事業もございまして、その国の対象から外れた方々、そういう方々も支援していこうという、幅広い取組を進めていこうという中で行っている事業でございまして。この事業の申請をいただいた、美瑛町の未来につなぐ農業支援事業の申請をいただいた段階で、その申請の内容が国の事業に該当するというものもよくあることでございまして、そういう場合この申請者の方に町の事業これありますけれども、国とか道の事業をこういう事業もありますよこちらのほうも活用してみたいかというふうな形で、この事業の、国事業の周知という意味では、今のところを図ってきているところでございまして。ただ、広く一般的に農家の方々皆さんにこういう事業ありますよというふうな形で言えば、あまりなされてきていないかもしれませんので、多くの生産者の方の目に触れるような形で、今ある事業をこういうメニューがあるというふうなことをお知らせする機会というのをつくってまいりたいと思えます。

○議長（野村祐司議員） 11番、谷本議員。

（「はい」の声）

○11番（谷本憲一議員） 答弁いただきました。本当にこのスマート農業機械はですね、高価で、また自動操舵の機械をですね、1軒に各農業機械トラクター等にですね、2台3台と

つけて、用途に合わせて使っておりますので、それなりの高価なものがあります。そんな中で、今答弁の中にも、町の事業以外にも、国のほうに該当するものに対しては、国のほうに案内をするという考えを伺っておりますけれども、それにより進めていただきたいと思っております。続きまして次の質問ですけれども、近い将来訪れるであろう次世代移動通信システム、5Gまたローカル5Gにつきまして、農業以外にも医療、防災、観光などにいろんな分野で活用できると思っております。今後の計画等があれば、町の方の計画等があればお聞きしたいと思っております。お願いします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） まず前段の国への案内につきましては、自動操舵のトラクター普及進んでおりますけれども、利用されてる方々の話聞くと非常に有効であるという話をよく聞かせていただいております。であるがために、よりその普及が求められているところでございますので、町としても事業を支援いたしますし、より一層、幅広く国の事業なども案内にも努めてまいります。そして、ご質問のデジタル技術あるいはローカル5G、IoT等でございますけれども、現時点で先ほど答弁申し上げましたが、計画を持っているものではなく、情報収集に努めているところでございます。その中で日進月歩の技術革新が進んでいて、これを目指そうと思ったときに、もう既に世界はもう次の段階に移ってるよということの、追っかけているようなところが今実感で持っているわけでございますが、これから町内全域農業だけではなくて、デジタルトランスフォーメーションの取組というのが求められている時代でございます。役場としまして、専門の部署を設置して取組を進めてまいります。その中で、デジタル化という広い意味合いの中で美瑛町にとって、何がどのような技術を活用していくのが1番有効であるのかという観点から、計画といえますか、体系だった考え方をまとめていこうと考えている段階でございます。

○議長（野村祐司議員） 11番、谷本議員。

（「はい」の声）

○11番（谷本憲一議員） 11番、谷本です。答弁いただきました。本当に通信システムはですね、町民全体のものでですね安心・安全な生活につながるものと思っております。農業以外にもいろんなことが活用できると思っておりますので、早い段階での活用をお願いをしておきたいと思っております。最後に、全体的な質問なんですけれども、美瑛町の耕地面積は1万2,600ヘクタール。広域にわたる農地を400戸ほどの農家で耕作をしております。後継者、担い手不足に向けた人材の確保はもとより、スマート農業の普及は、今後美瑛町農業の課題であり、要であると思っております。ぜひ実現に向けて、今後本当に積極的な町の支援等を期待をしておるところですけれども、今後の本当の考えを伺いたいと思っております。

す。お願いします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） まず農業の面からお話をいたしますと、議員ご指摘のとおり、美瑛町の基幹産業である農業でございます。しかしその農業の課題というのもございまして大きなものの一つが後継者、担い手の問題でございます。もちろん後継者、担い手を確保していくその取組を美瑛町が進めていくのは、当然のことでございますけれども、それを補完する意味でも、スマート農業の進展というのはもう避けては通れない、あるいは美瑛町農業にとって本当に大事なものであると考えているところでございます。その意味で、スマート農業がさらにいい普及、進展するための環境整備にこれからも、美瑛町役場としては全力を尽くしてまいることをお約束をさせていただきます。そして、農業以外のお話への広がりでございますけれども、スマートの最初のお話でスマート農業推進のために、キャリアの基地局が必要であるというご指摘をいただいているところでございますけれども、例えば、これまで通信不感地帯、承知しておりますので、この地域に基地局を建てよう。キャリアにまずお願いするというのが筋なので、キャリアにお願いをすると、ここには人が住んでいないから建てませんと。畑で働いてるんですよね。畑で働いてる人がいるのに、ここに住居がない住んでいないから、ここには例えば建てられませんという回答の中のやりとりがあった経緯がございます。そういう中で、住んでいないのは事実かもしれないけど、農業・産業としてここで美瑛町が大事なところなんだということを、より伝えていくことで、総務省または農水省の補助金が使えないかということも今考えておりますけれども、あらゆる補助制度を探りながら、有利な財源を探していきたいと思っておりますし、同じ観点で、産業ですとか、健康ですとか、観光防災、様々なところにデジタル技術が、今活用されているわけございまして、より一層町民生活を豊かにしていく。観光を盛んにしていくためにも、デジタル技術の普及は避けて通れませんので、議員ご指摘のとおり、安全で安心な生活を守っていくために、今後の新しい技術をどう活用していくのかにつきましても、新しい部署を中心に、役場全域と全体として考え取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（野村祐司議員） これで11番議員の質問を終わります。

次に10番、八木幹男議員。

（「はい」の声）

（10番 八木 幹男議員 登壇）

10番、八木議員。

○10番（八木幹男議員） 番号10番、八木幹男、質問方式、時間制限方式。質問事項1、美瑛町自治基本条例の運用等について。質問の要旨。町長は、令和5年度町政執行方針で「町

民・議会・行政の三者による協働のまちづくりを実現していくため、本年度から施行した『美瑛町自治基本条例』（以下『自治基本条例』という。）の普及・啓発及び実践に努めます。」と明言されています。

一方、議会では自治基本条例議決にあたり、4名の反対討論、4名の賛成討論があり、言わば苦渋の決断となりました。さらに、課題も多く残されているとの認識から付帯決議をつけた次第となっております。

そこで、自治基本条例運用に当たり、次の3点について町長の考えを伺います。

(1)「自治基本条例パンフレット」が完成し、町民に配布されました。そこには、5頁から6頁にかけて「みんなが協働するまちづくり！」との記載がありますが、条例の前文にも、目的のところにも「協働」という言葉は一切出てきません。協働の主たる舞台をどこ想定しているのか。

(2)第39条に「行政は、まちづくり評価の結果を町民に分かりやすく示します。」と記されています。しかし、令和3年度の評価表「第5次まちづくり総合計画評価シート」は、町民から見て分かりづらいように思えるが、令和2年度の様式に戻す考えは無いのでしょうか。

(3)第49条に「自治推進委員会」設置の規定があり審議事項は、施行規則で「この条例の見直しに関する事項」となっているが、ここに議会が加わることを想定していません。町民・議会・行政の三者による協働によるまちづくりと言及しているにも関わらず、おかしいのではないのでしょうか。質問の相手は町長。

質問事項2、第6次美瑛町まちづくり総合計画の運用等について。質問の要旨。地域経営のルールとしての「自治基本条例」、地域経営の軸としての「総合計画」の重要性が指摘されています。

また、令和元年第4回定例会の私の総合計画に関する一般質問に対し、「まちづくり総合計画と町長選挙で掲げたマニフェストとの整合性はとっていく」と答弁いただいています。

このような事も踏まえ、第6次美瑛町まちづくり総合計画（以下「総合計画」という。）で組まれている3件の個別施策について町長の考えを伺います。

(1)基本目標4-6。自然環境・景観の保全。ここの項目において、「個別施策(3)「日本で最も美しい村」連合の取組の推進では、道内加盟町村との連携事業は想定されておりますが、その他の具体策が見られない。道外地域との新規事業を展開していく考えはないのか。

(2)基本目標6-1。協働のまちづくり。ここの項目においては、個別施策(2)地域活動支援制度の確立項目があり、東部地区コミュニティ施設（仮称）整備事業が補正予算で組まれているが、地域運営組織、小さな拠点、田園回帰1%戦略、施設の複合化など、どのように展開していこうとされているのでしょうか。

(3) 基本目標7-3。効率的な行政運営。ここにおいて、個別施策(2)活力ある社会経済を維持するための拠点の形成項目で、旭川大雪圏域連携中枢都市圏(自治体間の連携)の施策に関しては、議会の議決事件としてルール化されている。しかし、法人組織との連携に関しては明確なルールがない中、広域観光推進事業が進められようとしているが、その根拠はどこにあるのでしょうか。質問の自己改定は町長です。以上よろしくお願いをいたします。

○議長(野村祐司議員) 10番議員の質問の答弁を求めます。

角和町長。

(「はい」の声)

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 10番、八木議員さんからの2点にわたります。質問にお答えをいたします。まず、質問事項1点目、美瑛町自治基本条例の運用等について答弁を申し上げます。

本年4月1日施行の美瑛町自治基本条例は、先の青田議員への答弁のとおり議会からの御指摘や御意見を尊重し、行政として真摯に運用に取り組んでまいります。

1点目につきましては、自治基本条例における基本的な概念である協働は、町民、議会及び行政がそれぞれの責任と役割に基づき、互いを尊重しながら地域課題の解決に向けて協力し合うことを定義しており、いわば同条例そのものが協働の取組を定めたものと言えます。前文や目的は、この定義と整合性をもって規定しております。また、各戸に配布させていただいた自治基本条例パンフレットでは、自治の担い手である町民、議会及び行政が、それぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完し、協力することで、町民主体の自治の推進により協働するまちづくりを、図を用いてわかりやすく示しております。

2点目につきましては、従前のまちづくり評価は、その対象事業が予算編成における多くの小事業の中からの抽出した事業を対象としておりましたが、まちづくり総合計画との整合が不明確なものとなっております。このことから、令和2年度の評価におきましては、まちづくり総合計画との整合性をより意識した様式に改訂したところです。また、昨年度実施した令和3年度の評価におきましては、まちづくり総合計画の改定に伴う評価と重複したことから、これまでのいずれの評価様式とも異なる様式とさせていただきました。

なお、本年度から運用された第6次美瑛町まちづくり総合計画は、7つの基本目標、38の基本施策、165の個別施策から成り、体系的に構成しております。この進捗管理と評価に当たっては、個別施策分野における現状と課題の把握を行うとともに、取組状況及び目標指標に対する評価と進捗管理を行い、評価結果の公表に当たっては、町民の皆さまがより分かりやすい形でお示ししてまいります。

3点目につきましては、自治基本条例を実効性のあるものにしていくために、町民による審

議を行う場として自治推進委員会を設置することとしており、町民主体の自治が実現されているか、条例の趣旨に沿った運用がなされているか等を町民目線で確認していくものであり、その上で議会及び行政が町民の意見を反映する仕組みであることを御理解願いたいと存じます。

質問事項2点目、第6次美瑛町まちづくり総合計画の運用等について答弁を申し上げます。

自治体としての町政運営の全体像を示す「美瑛町自治基本条例」の中に位置づけた「美瑛町まちづくり総合計画」は、町政運営の基幹的な仕組みであるとともに、町政全般にわたるマネジメントを推進する役割を持つものです。

1点目につきましては、本町における「美しい村づくり」の取組は、町民の皆さまが主体となった活動が基本であり、町民の皆さま自らが地域を学び、そこで暮らす身近な場所での環境美化や環境整備などを通して、先人が守り育ててきた地域資源をいかした、自立したまちづくりの推進であると認識しております。その中で、本町として「日本で最も美しい村」連合や北海道内加盟町村で組織する北海道連携会議の各事業への参画を通して、北海道内外の地域との連携した取組を行ってまいります。

2点目につきましては、町内の各地域において高齢化による生活機能の低下、人口減少・過疎化による地域の生活支援機能の低下が進む中、多様な担い手による共助活動を実践する地域運営組織が、今後のまちづくりにおいて重要になるものと考えております。また、昨今、地域における課題はより多様化しており、行政による対応のみならず、共助による更なる取組が必要であります。各地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、地域の皆さまの御意見をお聞きしながら、多様な組織を包摂する地域運営組織の設立とともに、集落支援員制度の導入等を検討してまいります。

あわせて、地域コミュニティの拠点となる施設整備の検討を進め、本町における将来の地域課題解決に向けたモデルづくりに取り組んでまいります。

3点目につきましては、広域観光推進事業の提案に当たって、旭川市及び構成町の首長より本町に加入要請を受けたことから、美瑛町観光協会の意向等も確認させていただいた上で検討し、必要な予算として提案させていただきました。議員御指摘のとおり、本事業連携に関する明確な法的ルールはありませんので、地方自治法第148条の規定による事務の管理執行権が根拠となります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 10番議員の再質問を許します。10番、八木議員。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） 10番、八木です。まず質問事項1、こちらの問題につきまして、質問を続けさせていただきます。質問事項1、ここの自治基本条例、これとこの次の質問事項2の総合計画は地域圏にとっては、一体のものであり、これからの質問では、議論が行ったり来たりするところもあろうかと思っておりますけどもその辺のところをご理解いただきたいと

思っております。質問事項1の(1)1点目についてですが、答弁いただいたとおり、自治基本条例そのものが、協働の取組を定めたものであると、こういったことについては十分理解をしておりますが、これは町全体での協働の捉え方であり、ここで私が問うているのは、地域、あるいはコミュニティにおける協働の動きをもう少し詳細に制度化、ルール化すべきでないでしょうかと、こういう視点であります。この視点につきまして、再度町長の考え方を伺いをいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 大きな観点からのご質問をいただきました。もし、不足がございましたら、改めてご指摘をいただき、ご質問いただきたいと思います。先ほどのどちらかといいますと、2項目目の質問の中で地域コミュニティ等々のお話の中でご答弁させていただきましたけれども、私もこれまで以上の地域コミュニティの在り方というのがこれから問われてきている、そういう時代になっていると認識しております。その中で、これまでも八木議員さんからは、この議会の中で様々な観点から、ご指摘、ご指導をいただいております。小さな拠点づくりですとか、様々な表現の仕方がある。でも、いずれも共通している地域の意思決定をもっとみんなが参加してみんなで決められる。そういうような地域の運営の組織が必要でないかというご指摘に、私も全く共感するところでございます。現行各行政区、町内会でございますけれども、その中で人口の高齢化が進んできたり、あるいは人口減少、担い手不足が起きている中、それぞれこれまでの組織のある意味役を受ける、役を担っていただけるそういう人材が減ってきている、そういう現状にあると認識しております。であるからこそ、これまでの行政区町内会組織とは違う形の、でも地域のことは地域で決めていく、地域の方の意向が反映されるそういう組織の在り方が必要ではないかなと考えているところでございます。このことを、美瑛町一律の制度としては、今できあがっているものではございませんけれども、先ほどご指摘いただきました、東部コミュニティセンターの建設事業という計画がございます。このことを進める中で、この地域コミュニティセンターを運営していく主体が、どのような形になっていくのか。これを決めていくことが、これからの美瑛町の地域の新しい組織の一つのモデルになると考えているところでございます。今まさに東部地域の皆様方と、代表者の方々とお話を進めている最中でございますけれども、その中に集落支援員制度を活用して、集落支援員の人を中心になって役割を担っていただいたほうがいいのではないかな等々、積極的な新しい発想での提言をいただいているところでございます。この東部コミュニティセンターの建設、運営を通しまして、美瑛町のこれからの新しい地域運営組織のモデルづくりをしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員。

(「はい」の声)

○10番(八木幹男議員) 4番、八木です。この辺のところにつきましては年頃、青田議員の質問の中にありましたとおり7月の町民説明会、こんなことを踏まえて町民の意向を踏まえて、また議論していくと、段階になろうかと思っておりますので、また最後にこの辺のところのまとめで再質問をさせていただきたいと思っております。続きまして2点目、自治基本条例。第3章、第2点目のほうの質問に入りますけれども自治基本条例、第3章、町民参加の基本。ここの中で、第13条町民は美瑛町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本としますとなっていますけれども、町政のどこに参加するのか、やっぱりこの柱となる項目を決めとくべきではないかなと思っております。この点を踏まえてまちづくり評価を起点として、年度決算と年度予算。連動させる動きにしていくべきではないかなと思っております。町民の町政への参加の柱として、さらに総合計画と整合性をとっていくと。こういう視点からやはりこのまちづくり評価、ここを町民参加の基本といいますか、柱に持っていくべきではないかなと。ここから一連の動きをつくり上げていくべきではないかなと。こういう視点でありますけれども、その辺のところについて、町長のお考えをお伺いをいたします。

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 自治条例の中で町民の主体的な参加というものはまさに条例の中でそれぞれ定められているところがございますけれども、この今ご指摘のとおり、行政の流れの中で、サイクルの中で、決算というのほりもなおさず、前年に行った事業の評価でございますけれども、その評価を基に、次年度の予算が組まれていくという、このサイクルが大変大事であるということは、私も全く同感するところでございます。これまで予算編成の改革等も、不十分ながら進めてまいりましたけれども、その予算編成を変えていこうという思いも、この決算とか評価と、次の年の予算を結びつけていくということが一つの主眼でもございました。そのことをさらに進めていくということであれば、まちづくりの評価、ご指摘いただきましたまちづくり評価を、町民の方もそこに関わるような形といいますか、住民の方によくご理解をいただくような形で示していくということは大変重要なことであると思っております。柱としてそれが一つ、条例の中でこれだけは大事だという位置づけではございませんけれども、大変重要な位置づけにこのまちづくり評価があるということは私も認識しているところでございます。

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

(「はい」の声)

○10番(八木幹男議員) 続きまして3点目、こちらの質問に入らせていただきます。この論点は議会が、条例の見直しに関して、どの段階で加わるかと、こういう視点と思って理解をしていただきたいと思います。町民と行政と議会が一堂に会して議論する場面が必要で

はないでしょうか。こういう視点の質問であります。自治基本条例案では、令和4年12月開催の第7回定例会において、議会のまちづくり事務審査特別委員会に付託され、審議してきましたが、町民が主体となって、2年以上かけて、検討された原案を議会が否決して差し戻す、こういったところにはなかなか得ないなど、こういう認識であります。7月には、町民説明会の予定が組まれており、これを踏まえ、自治推進委員会が開かれ、検討される流れになると。こういうことだろうと思えますけれども、やはり修正など議案として提出する。提出される前の段階で、議会が加わった議論の場を設けるべきではないかなというようなことを考えております。この辺のところにつきまして、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 今回の条例の中に定めております、自治推進委員会自治推進委員の規定につきましては、どちらかといいますと、自治条例が認めてもらいました。出来ました。それで終わりではなくて、実際には本当にその条例が条例の趣旨に沿った運用がなされているかをチェックしなければならない。そのチェック機関が必要であるというところを主眼に置いて自治推進委員会を設置をいたしたところでございます。修正論議、条例そのものの修正論議をするとかということよりは、ちゃんとこの条例を生かしているの、ちゃんとこの条例に沿った行政の運営がなされているの、というところを、町民目線の中でチェックをしていただく、そして問題があれば指摘をしていただくというところがそもそもの趣旨でございました。そして、この中に、先ほどからご指摘をいただいておりますけれども、議員の皆様が委員に入っておられないということでございます。入っていらっしゃらないのは事実でございます。一つの根拠は、四角四面ですけれども美瑛町の審議会等の委員の選考基準がございまして、美瑛町が設けるこのような審議会の場、広い意味の審議会の場合には、議員さんは入らないという規定となっております。今回は、その規定をそのまま当てはめた形で議員さんを委員さんの対象にはしなかったということでございます。美瑛町の審議会に議員の皆様が入らないということの趣旨は、議員の皆様のご議論はまさにこの議会の場で行われるべきものであり、前段の審議会議、町民の皆様のご意見とは別の公式の場があるということ想定してのものであると私は理解しているところでございます。でありますけれども、条例の今後運用しそしてこれは問題で修正していったほうが良いという段になりましたら、その段階で行政、議会の皆様、町民の皆様が関わる場、議論する場があってしかるべきであると私も思っております。それが、議会の皆様の差し出がましいですけど議員協議会ですとか、議員の勉強会とかどのような場を活用していくのかというのはこれから議論の余地があるかと思えますけれども、行政、議会の皆様そして町民が一堂に会して条例をどうしていこうという、そういう議論の場が持たれるということは、私も望ましいものであると考えてございます。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） 八木です。ここは質問事項の1。このまとめ的な再質問になりますけれども、これはやはりこの人口減少、過疎化による地域の機能低下が想定される中、やはりこの切り口となるのが地域内における協働。それから、他市町村、他民間法人組織との連携、この辺のところ重要になってくるのではないかなと。こういう視点からの発想であります。自治基本条例で言うところの第6章、協働コミュニティ。第10章、連携・協力。この部分の仕組み、ルールを進化、深掘りさせていく必要があるのではないかなと、こういう視点からのこの質問事項の発想であります。また、本町の自治基本条例は、行政基本条例ではないと、このように認識をしております。自治基本条例を検討する際、あるいはいろんな議論が出てくるんだと思いますけれども、やはりこの議案として出てくる前、議論の段階から、議会が加わって三者間で意見を交わしていく。こういう場合やはり必要であると思っております。この辺のところ、まとめ的な再質問になりますけれども、この辺のところ最後まとめになりますけれども再度、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 1番最後のところの議論の段階から行政、議員の皆様と意見を交わしていくということは私もとより、大賛成でございます。以前、議員活動を私もさせていただいたときから、政策の形成そのものに、その段階から、議会と行政側が共に、意見を出し合うこと出来ないのかなということ考えていたこともございます。ただ今、これまでの行政と議会の皆様との関係性の中でやはり議員協議会、全員協議会、議員研究会、今ある制度の中でどれを活用していけばいいのかというところで、なかなかそれが実現出来ないままきているのかなと思っております。ただ、この自治条例につきましても特別委員会を設置をしていただきました。やり方はいろいろ工夫すればできると思っております。行政と議員の皆様が本当に一つの政策をともに語り合い考え合ってつくっていくよというのは、これからの自治の在り方として非常に望ましい形であると思っております。私どもも、どういう形ができれば、事前協議になるのではないかと様々な議論がその場では出てくるとは思いますけれども、そういうような課題を乗り越えて、行政、議員の皆様が、一つの政策をともにつくっていくという、その道筋を私どもも考えてまいりますし、議会議員の皆様からもこういうような形があるのではないかとご指摘をいただければ、一緒になって検討させていただきたいと思っております。そのことが、自治条例が定めております、議会、行政、そして住民の皆様が一体となって協働して、このまちづくりを進めていく、そのことを深めていく、進化させていくということに繋がるのではないかなと私も思いながら、今聞かせていただいたところでございます。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） 10番、八木です。質問を変えます。続きまして質問事項の2、総合計画の運用等について、質問をさせていただきます。重複する部分があるかと思えますけれども、質問事項1の自治基本条例の中で、地域内における協働、他市町村、あるいは民間組織との連携の仕組みづくり、あるいはルールづくりについて議論、論議していただきましたが、ここでは、総合計画上の具体的な取組について、町長のお考えを伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。まず1点目は、日本で最も美しい村連合。この加盟町村との連携事業を展開すべきではないかと、こういう提言であります。特に、道外町村との連携事業、この辺のところでありますけれども、やはり全国の自治体は、いろんなきかけづくりをしながら、いろんな連携事業を展開していこうと。こういうに必死に模索を繰り返している、このように感じております。例えばでありますけれども、小さな村G7セブンサミット。こういったこともありまして、人口千人に満たない、七つの村が参加している組織ですが連携として、国への要望活動を展開している、こういった報道もあります。音威子府村が入ってる組織でありますけれども、この辺のところこういった危機感と言ったらちょっとおかしな表現かもしれませんが、やはりその辺のところを持つてゐる町村においては、この自分の町では出来ないの、町村と連携しながらやっぺいこうと、こういった動きが出てきてるんだなということでもあります。こういった組織がある中、本町が加盟している、日本で最も美しい村連合は60を超える町村との連携組織があるのに、利用しないのはもったいないなと、こういう視点であります。北海道連携会議の活動を通して、道内外の地域との連携した取組を行っていくと、こういった答弁をいただいておりますが、本町単独で加盟町村との連携事業展開。このような考えはないのか、再度町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 美しい村連合の取組につきましてでございます。現時点でももちろん、美しい村連合の設立・創立に当たりまして美瑛町が前町長、浜田町長が果たした役割の大きさというものは重々承知をしているところでございます。そして現時点で現在は美瑛町といたしましては、1会員として、この連合の中に加盟をし、仲間と一緒に取組を進めているところでございます。ご指摘ともしかしたら違ふかもしれませんが、連合全体の中の取組、連合としてこういうことをこれからやっぺいこうという、そういう意思決定につきましては、今、1会員であります私がおの場にも出ておりませんし、その意思決定の場そのものに関わるといふことは非常に少ない機会になっておりますので、連合全体が決めた、組織が決めた活動方針に沿って、協力して一緒にやっぺいこうという、そういうスタンスで今いるところでございます。連合

そのものが、今目指しているのは、各ブロックごとの取組を強化していきましょうというところでございまして、北海道ブロックで言えば北海道内、分かりやすく北海道内加盟の町村で取組を共同で進めていきましょう。そのことを進める、各ブロックが進めることで日本全体が連合の取組を進めていくことになるという位置づけで取り組んでいるところでございます。その意味で道内の連携という非常に深く進んでおりまして、ほかの市町村、ほかのブロック、加盟町村からも、北海道はやはりすごいねと言っただけ、協働の取組を今一緒になって進めてございます。これと別にもしかしたら議員ご指摘は、美瑛町と加盟町村単独のどこか、町村との連携ということかなとも思いますが、今のところ具体的にこのプロジェクトでというようなものがあるわけではございません。しかし、これまでも私も思っておるんですけどもせっかくこれだけの町村が集まり、それぞれ独自性を強く発揮している町村の集まりでございまして、ただ運動体としてみんなで集まって頑張っていこうだけではもったいないなと思っております。例えば、人的な交流が出来ないだろうか。どっか特定の町村とそういう交流が出来ないだろうかというようなことを思ったこともございます。が、なかなかそれが平場の、みんなで何かこれやろうって議論の場があるわけではないので、進んでおりませんが、私もそういう発想を持っておりますので今後今月末、来週末には連合の全国大会が道東、標津町で開かれます。そのような場を通じて、私からも、何か連携の取組を進めていこうよというような提案の声を上げていこうと思っております。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） まさにこの町長が今、後半のほうで言われたこのものであります。やはりこの切り口になるのは食だと思わすけれども、やはりこの北海道においては、お茶を作っているところがありません。加盟町村では、京都の和束町、あるいは静岡の川根本町、こういったところと直でやりとりをする。あるいは3年ぐらい前になるんでしょうか、子どもの中から加盟町村と交流したいよねと、こういった町民コメントも来た例もありますし、やはり町民もいろんな交流を望んでるのではないかなと思っております。この辺の展開をぜひやっていただきたい、こういった思いであります。これはまた答弁いただくとしまして、2点目の後でいただきたいと思いますが、2点目に入ります。総合計画では、協働のまちづくりの項目で、行政区や町内会をはじめとする自治組織が、地域振興や地域課題の解決に、主体的に取り組むことが、持続可能なまちづくりに不可欠となっております。こういう認識を示されております。また、町政執行方針では、人にやさしい支え合いの町のところでは、縦割りではなく、横断的な取組を進めてまいりますとこういった方針もあります。さらにこの仮称ではありますけれども地域運営組織が、今後のまちづくりにおいて重要になると、こういったことを答弁いただきました。これから推測すると、地域運営組織は、町内会、行政区が母体となると考

えますが、そのような理解でよろしいのでしょうか。仕組みづくり、事業展開においては、役場内の多様な課が関わってくることになるんだと思いますが、どこの課が主となってこのほか、この辺のところについて答弁をいただきたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君）前段の美しい村の取組につきましては、今、ご質問いただいている中で、思い出したこともございます。今度、全国大会開かれます、オホーツク道東の標津町と奈良の吉野町が、吉野の和紙をつくる原料が標津でとれるということでその標津の原料、ちょっとその植物の名前忘れましたが、植物と、吉野で和紙を作るといって、連携をしている取組してるよというのを、両町はお話しているのを思い出しました。腑に落ちるところがありました。そういうことだなどあるものをそれぞれがあるもの、またないものを補い合っていく中の連携を深めるということにより密接な取組ができるのかなと思います。美瑛町の強みと、あとビジョンがない、でも美瑛町で生かしたいもの、そういうものを食なり、人の交流なりを通じた、せっかくの場がありますので美瑛町からも積極的に、他の町に対して、提案したり働きかけてまいりたいと思っております。

地域運営組織のほうにつきましては、先ほど来お話をしています、東部コミュニティセンター、今、地域の皆様と必死になってお話し合いをしている最中でございます。先ほど八木議員さんからもご指摘いただきました。他の市町村、あるいは民間事業者さん等の取組が大事であるというご指摘でございますけれども、東部のコミュニティセンターのお話の中では地域住民プラス民間の社会福祉法人さんもその協議に入っていて、重要な役割を担っていただいております。そういう意味では、住んでる方だけではなくて、その各地域で活動している民間の事業者さんたちも、その地域の一員としてこれからの仮称地域運営組織、地域の物事を決めていったり地域の活動の中心になる組織には、入っていただく、担っていただくことになるのかなと思っております。そういう意味でも東部は本当にモデルになりうる、今可能性を秘めている地域だと思っております。母体はもちろん住民が主体ですので、これまでの行政区、町内会組織が母体になると思っておりますけれども、先ほどの繰り返しですけれども、なかなか役を担っていただける方々がいらっしゃらなくなる、高齢化ですとかが進んで役が担えないよという現状課題がある中では、全く違う形の中心を担う人も必要だろう。それが集落支援員なのか、別の形なのか、協力隊なのか、あるいは役場職員、各地域担当職員というものが昔あったそうですけれども、そういうような形になるのか。そこはまだこれから詰めていくところではありますが、各地域の担っていく中心の方々を育てていかなければならないと思っております。役場の中では今のところ地域活動、行政区、町内会活動でございますので、総務課が一義的な担当になると思いますが、それぞれの地域運営組織が果たしていく、また担

っていく役割は、もう多方面にありますので、それぞれ担当の部署がそれぞれの関わりを持っていくことになると思っております。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） 10番、八木です。これからいろんな議論がまた出てくるだろうと思うんで、そのときに、また議論していきたいなと思っております。続いて3点目。これはもう具体的に言っちゃいますと、カムイミンタラDMO、この辺の関連のことです。民間組織との連携に関しては、明確なルールがないと指摘しているのは、自治基本条例においては、第10章、ここの連携協力。第47条、議会及び行政は共通する広域的な課題を解決するため、他の市町村等と連携及び協力を図りますとなっておりますので、この等というところに入るといえば入ると。ただこの民間との連携事業は、的確にルール化されていないなど、こういう認識であります。また、総合計画においても、旭川大雪圏域連携中枢都市圏に関する内容の記載もありますけれども、ここにおいても、民間との連携事業は想定されていません。事業展開が先ではなく、制度づくり、ルールづくりを優先してきた町長の考え方からして、ちょっとおかしいのではないかなど。こういう疑問であります。この辺のところの答弁をお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） カムイミンタラDMOをはじめ連携の在り方でございますけれども、法的根拠というご指摘の中からでは、明確に自治法の中で、議会議決案件が定められております。で、議会議決案件に該当していないという形での答弁をさせていただきました。ちょっと形式ばってるかなと思いつつございますけれども。その中で、確かにこのこと議会には丁寧に説明していく、ご理解をいただくということはもちろんでございますけれども、議決案件でないので、議決の場がないまま加入させてください、ご理解いただきたいですというお話をさせていただいてきました。そのことだけで足りるのかなという思いがないわけではございません。そのことが恐らく今、八木議員さんからご指摘いただいたルールづくりのところは大事だよというご指摘なのかなと思いつつ聞かせていただきました。自治条例が目指すべきところは、行政、議員の皆さん町民の皆様が一緒になって一体となって協働して物事を進めていくというところでございます。今回の例えばカムイミンタラDMOの件につきまして、そこの手順において過不足法的な誤りがあるわけではないと私どもは思っておりますけれども、より丁寧なルールづくりが必要であるというご指摘でありましたら、真摯に受け止めさせていただき、今後の同じような、民間ですとか広域連携の取組のときにどのような加盟・加入に対して、意思表示をしていく、その過程で、どのように議会の皆様とご議論をさせていただくのかと、ということ

をより丁寧な形を探らせていただきたいと思います。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木委員。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） 10番、八木です。こちらの答弁の中で、地方自治法第148条、この規定が根拠だよってお伺いしまして、ちょっと自治基本条例をちょっと見てみますと、同じ基本条例第149条では、普通地方公共団体の長は、おおむね左に掲げる事務を担当すると規定があり、市長の権限については、概括例示。自治法ではあくまでも1例を示したものであって、条文に記載のない事項であっても、町長は、包括的に処理できる。こういったところが、法解釈論理と、このようなことが理解出来ました。また、地方自治法第12条第12項では、自治体には自治解釈権があると、こういう反釈の仕方であります。自治法に明文の禁止事項がない限り、自治体の責任において、解釈、運用すべきである。こういった点が法解釈の仕方であると。全く法解釈の異を唱えるものではないんですね。要はちょっとくどくなりますが、町長は、事業展開が先ではなく、やはりこの制度づくり、ルールづくりを最優先して取組をしてくれたなってくれているなど、こういう認識であります。今回の事件はそれに反していませんかと、こういう視点だけであります。したがって、町長のお考えを再度お伺いして終わりたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 私もルール作り制度づくり、まさに自治基本条例がそうでございますけれども、制度、ルール、形を整える。その上で運用、どう運用していくのかということの順序というものを、大切にと考えてこれまで努めてまいりました。ご理解をいただいていることに感謝を申し上げます。今回のこの1件、私は今ある、また議員がご指摘いただきました自治法の解釈の中で、議決案件でないものの、連携への加盟について、議会の皆様に説明を申し上げ、ご理解をいただき、進めさせていただいたという認識でございますけれども、それが、これまでの姿勢と違うよという、指摘におきましては、真摯に謙虚に受け止めさせていただきます。ただ、今回の件につきましては、これまでの法令に沿った形でお認めいただけるという中で進めさせていただいたところでございます。引き続き、より丁寧なご説明、そしてそれ以前のルールづくり、制度づくりというものを大切に、執行、執務に当たっていきたくないと、考えているところでございます。ご理解をいただければ幸いです。

○議長（野村祐司議員） 10番議員の質問を終わります。

次に、12番、山本賢一議員。

12番、山本委員。

(「はい」の声)

(12番 山本 賢一議員 登壇)

○12番(山本賢一議員) 12番、山本賢一。質問方式、時間制限方式。質問事項、農畜産物の生産現場における観光について。質問の要旨。美瑛町持続可能な観光目的地実現条例(以下「観光条例」という。)が4月1日から施行され、美瑛町の観光の方向性や理念が示されました。

新型コロナウイルスの影響により、減少していた観光客も徐々に回復し、去年は181万人とコロナ禍以前に戻りつつあり、今後観光事業を含め町全体の活力に繋がると思われます。しかしながら観光客の増加に伴いオーバーツーリズムによる観光公害が懸念されます。特に農畜産物の生産地帯における観光客の増加は、農地への無断侵入、ごみの投棄、冬期間においても観光スポット周辺における車の駐車や写真撮影を行う多くの観光客により地域住民の通行の妨げになるなどの問題を抱えております。

今回、施行された観光条例に基づいて、これらの問題解決に向けての取り組みが重要になると思いますが次の3点について伺います。

(1) 農地への侵入によるジャガイモシストセンチュウなどを代表とする病害虫の持ち込みや発生した圃場からの持ち出し拡散が懸念されますが、これらについての防疫対策について。

(2) 観光スポット周辺において観光コースを整備し、それ以外の場所への立入の制限などを行い、周辺住民の交通の妨げ解消や農作業の支障にならない対策を実施すべきでは。

(3) 通過型の観光から、今後は、オーバーツーリズムや病害虫などの防疫対策を考慮し、DMOを活用した観光へと移行していく考えは。質問の相手は町長でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) 12番議員の質問の答弁を求めます。

角和町長。

(「はい」の声)

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 12番、山本議員さんからのご質問、農畜産物の生産現場における観光について答弁を申し上げます。

本町の観光入込は、現在も徐々に増加しており、飲食業や宿泊業を中心に今後の経済効果が期待されておりますが、一方では、農地への無断侵入や車両駐車による交通障害に対する問い合わせが増えてきていることも事実です。

1点目につきましては、農地における病害虫の発生は、本町の経済に大きな影響を及ぼすものであると認識しております。看板の設置や観光アドバイザーによる注意喚起といった対策を行ってはおりますが、現状は、各個人のモラルに頼っているところが大きいと言わざるを得ま

せん。今後、持続可能な観光目的地実現条例に基づく観光ルール策定に向けた検討が始まりますが、その議論の中で具体的な行動基準を示してまいります。また、この問題は、我々町民だけの努力で解決できるものではないと思っておりますので、国や北海道とも連携しつつ、ツアーを催行する観光事業者や交通事業者に協力を仰ぐことも視野に入れてまいります。

2点目につきましては、立入りを認める畑や散策路を整備することで一般の耕作農地と一線を画したり、見晴らしの良い視点場へ誘導するという発想は、私も有効であると考えております。実現のためには、農地を所有する方の御協力や例えば町営観光農園とする案であれば農地の取得など、克服すべき課題が多くありますが、観光と農業の両立のために具体策を検討してまいります。また、丘のまちびえいDMOと連携し、周辺の土地利用の状況や交通量など各観光スポットの状況を的確に捉えるとともに、それぞれの場所ごとの課題の洗い出しを進めてまいります。

3点目につきましては、本町の観光振興策を進める上で、ただ観光入込数を求めるという方向が誤りであることは明らかなです。観光客の方にも責任ある観光をお願いし、持続可能な質の高い観光地を目指してまいります。そのためには、農業や景観の保全に対する理解促進が不可欠であると認識しており、丘のまちびえいDMOが行う農作業・収穫体験や畑でフットパスなどのプログラムに加え、新たに、スマートフォンやデジタルサイネージを活用した観光ルールやマナーの啓発にも努めてまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 12番議員の再質問を許します。

12番、山本議員。

（「はい」の声）

○12番（山本賢一議員） 12番、山本でございます。まずこの観光の関係についてなんですけれども以前にも質問させていただいておりますけれども、今回につきましては、新たにこの観光条例が制定されたということで、改めてですね、町長にいろんな部分で伺いたいなという風に思っております。まず、この条例がまず制定されたということがですね、まず、この観光についてのある一定の区切りといたしますか、全てのものについてこれから新たなものを示されてくるということで非常に有益なものだったなと思っております。その中で、いろんな部分でこの前段ですね観光条例の前段で協議されている部分で、丘のまちびえい観光ルール策定委員会というのがこれが行われておまして、その中の会議録を私も見させていただいたんですけれども、全部で4回の開催が行われておまして、各委員の方々、各立場からいろんなこう、ご意見が語られてその中で議論されているわけなんですけれども、ただ残念だなと思ったのはこの中に、農業者の方はいないんですね。例えばこれ観光スポットですとか、いろんな部分でその中で農業を営んでる方がこの中に入っていただいて意見を述べてもらうというのは、そういうことがあればよかったなという風なことも思っております。やっぱり実情ですとか現場

の状況というのはやっぱりその中で働いている方、また農業を営んでる方がやっぱり分かっているわけですし、それがやはりこの条例の中に生かされてない訳ではないんですけれども、そういうのが入ってくればもうちょっとよかったのかなという部分も思っております。そのようなこともありまして私も観光地で農業を営んでるものとして、どのような状況があるのか、具体的なものですとか、限定的にはなるかと思えますけどそれについて説明と、それから質問と両方合わせた形でこの後、進めていきたいと思っております。まず最初にですねこの策定ルールの委員会の中でも、各農業関係者の委員の方から、指摘をされています。よく言う病害虫の問題なんですけれども、特にこのよく言われるのはこのジャガイモシセンチュウの話がよく出ます。これどういうことなのかということなんですけども、実際これ北海道内でも40か所以上の市町村のほうで発生しております、こういうものが持ち込まれたり発見されてしまうとかかなりこの美瑛町にも、答弁の中にもございますけれども影響が出るということになります。実際具体的にどういうことになってくるのかということなんですけれども、行政の対応ですとか農業者の対応いろんな対応しなくちゃいけないんですけれども、その中でもこの道の北海道のですねジャガイモシセンチュウの防疫対策基本方針なんてございまして、もしこういうものが発見されたり、そういうのがあったりするとですねまず対策チームをつくらなくちゃいけない。これはですね町、それから農業協同組合、それから農業改良普及センターなどが入った形での対策チームを発足させて、その中でロードマップをつくっていくということになります。これはどういうことかといいますと、発生している圃場もちろん調べることなんですけれども、そのほかの圃場も調べなくちゃいけない。それから継続的に何年もですねこれ調べていって、検出限界といって、検出出来なくなるまで調べなくちゃいけないということになりますので、数年かかるわけですね。そういう対策を打たなくてはいけなくなるということですので、そうやってきますとそこにかかる、人員なんかも配置しなくちゃいけない、それから予算もつけなくちゃいけないということになりますので、事務的な部分でいきますとこういうものが必要になってくる。それから、現場の対応なんですけどもこれも大変でして、やはりその圃場の封鎖ですとか、立入りの制限ですとかをしなくちゃいけない。この中で言われてるのは看板を立てて、農業者ですとか、農業関係者、それから地域住民の方に周知すればいいんですけれども、この美瑛の場合に関してはそれだけでは進まない。農業地帯が観光地になってますので、ここに不特定多数の方がたくさん訪れるということになりますと、この人たちにどういう風に周知していくかという問題が出てきます。ですから、本来であれば役場のほうであれば農林課の対応ということになるんでしょうけれども、ここに商工観光課も入ってくるということになります。そういうような形の対策チームといっても美瑛町の場合はやっぱり、ちょっとほかの町とは違う、同じ農村地帯でも、こういうものが発生した場合については、かなりの影響が出てくるということになります。例えばこの、プレスといいますか、報道の仕方ですとか、周知の

仕方なんですけれども、これも難しい部分がありまして、例えば、変な形でと言ったら言い方おかしいんですけれども、速やかに情報発信すればいいんですけれども、誤った形で情報が流れてしまった場合には、風評被害につながる可能性もありますので、その辺についての対策ですとか、やはりしっかりと誤った形にならないように、例えば白金地区ですとか、そういうところは一切関係ないので、例えば白金温泉ですとかビルケの森、青い池なんか全然関係ないんですけれども、そういうところにまで立ち入っていけないんじゃないかなという間違った情報が流れたりしますので、市街地もそうなんですけれども、そういうようなことがあります。こういうような形のものっていうのが今のところ考えられるんですけれども、町として今までこういうような対策ですとか防疫対策として、感染させないということがまず大事なんですけれども、こういうようなことの話合いですと協議されたとかっていうそういう経過はあるんでしょうか。まず最初に、それについて質問したいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ジャガイモシストセンチュウの被害被害といいますか、防止ですよ、防疫というものは、大変重要であるということはもちろん、町、農林サイド、もちろん観光をサイドも認識しているところでございます。で、畑の立入りが何が1番問題なのかといえば、やはり何においてもこのシストセンチュウの侵入を防ぐためには、この立入りをどうにか留めなければいけないという認識で、これまでも農業、観光、両サイドが共になって一緒に活動してきたところでございます。今、山本議員ご指摘いただきましたシストセンチュウの方針でございますけれども、もちろん、美瑛町といたしましても北海道ジャガイモシストチュウ類防疫対策基本方針に存じておりますし、万が一シストセンチュウが発見された場合の対応、今議員がご指摘いただきました、各関係機関によるチームをつくり、3年目、6年目ごとの土壌の検診等、そして6年間の計画を策定しなければならない。この手順については、重々承知をしているところでございます。ただ、ご指摘いただきました本当に風評被害ですとか、観光面、観光を抱えている美瑛町として、万が一見つかってしまった場合どうしていくのかという、細かいシミュレーションを組んでいるわけではございませんので、今の本当の真実味のある、ご指摘をいただいて、シストセンチュウ類の検出が万が一出たときのマニュアル化といいますか、について作成してまいりたいと考えております。一方で、農業分野におきましてはシストセンチュウ、観光客の立入り禁止だけではなくて、農業としましてよくご存じだと思いますけど畑作構造転換事業等で抵抗性のある芋類の植付けを支援するというような、農業サイドからのシストセンチュウ対策も、重々講じているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 12番、山本議員。

（「はい」の声）

○12番（山本賢一議員） 12番、山本です。答弁いただきましたとおりですね、そのような形で今はまだ発生してませんので今後こういうことがないように、観光がどうしても観光これからまた復活していきますと、多くの方々が訪れるということなんですけれども、ただ我々農業者が例えばほかの町に視察に行くですとか、農業地帯に足を踏みれるって言った場合には、オーバーブーツといってブーツカバーですね、これをつけていくのは当たり前のことでして、そして、バスですとか車から降りてそして視察をするという形になります。もちろん、圃場に入る場合もそうなんです。ただ、今の美瑛町の観光の状況の中で観光客がそういう形でしていただいている方はそうではないわけですし、そんな中で土足でというわけじゃないですけどそのまま農地に入り込んでしまっているという部分も身受けられるということで、非常にその辺はやっぱり懸念される部分なのかなという風に思います。ただですね最近Y o u T u b e等もそうですけれども、観光マナーの対策ということで町のほうでかなりこう、各関係機関いろんな形で情報発信していただいているおかげで、かなりその辺については改善はされてきているわけなんですけれども、ただなかなかまだやっぱり一部の方でそういう方もいるというようなこともあります。それからですね先ほど言い忘れたんですけど、もし感染が見つかった場合についてなんですけども、農地へのこの進入の規制をかけるんですけれども、これ実はその看板を立ててですかそういう周知するというのも必要なんですけどもこれ24時間体制で監視しなくちゃいけないというようなことも考えられます。というのは、私も結構夜遅くまで仕事することがあるんですけど一般の方の車、結構夜もいるんです。これ、何かといいますと星空観察をしてる方多いんです。それから、星空の写真撮影をしてる方も多いんですね。特に写真撮影をされてる方なんかは道路からとりますとどうしても車が来ると光が入ってしまって、写真を撮れなくなってしまうということだと思んですけども、作道ですとかそういうところに入り込んでる方が結構おられるんですね、夜ですか。ですからそういう部分でも気をつけなくちゃいけないということですので非常にこれ厄介な問題になってくるということになります。ですからこれらについてはどういう風に対応するかということもやっぱり考えていかななくちゃいけないのかなと思います。

それからシストセンチュウとは別ですけども、家畜伝染病の関係なんかもあります。これも今、最近ですね近隣の国で結構口蹄疫ですとか例えばアフリカ豚熱ですかいろんなものが発生しているというような状況もありますので、観光についてもそうなんですけど人の入り込むということはやはりいろんなリスクを抱えるということ。やはり農村地帯というのはあくまでも人がいないとか人が来ないようなところで行っていることによって、成り立っている部分もあるのかなと思いますし、それから、食という部分の1番大事な部分を担っているということですので、そこはやはり新聖な場所だと私は思ってますし、そこにやはり多くの方々が来るということはいろんな問題が起きるといえることが起きるのではないかなと思ってます。ですの

でやっぱりこの辺のところの注意喚起、それから防疫対策をしっかりと行わなくちゃいけないのかなと思うんですけども、その辺について、町長改めてどういう考えだとか伺います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ご指摘はごもっともでございまして食、食料をつくる、生産現場である農地、そこの大切なところに人が入り込んでくる。入り込むといいますが、そこが観光スポットになっている、美瑛町特有の課題がまさに端的にお示しいただいたと思っております。マナー対策につきましては、これまでも観光事業者、バス会社等々、様々なところの機関に協力を呼びかける中で、一定の効果が現れてきているかなという風に感じているところでございます。先日も在札幌の韓国の総領事の方が表敬訪問をいただきまして、領事のほうから総領事のほうから、韓国の国民が美瑛の方々に迷惑をかけるわけにはいかない。私どももしっかりとそういうことを周知していきますよというお話を総領事のほうからもしていただき、大変心強い思いをいたしましたところでございます。それだけやはり畑への立入りが問題を引き起こすということの認識が広がってきているのかなと思っております、このことによる、マナーの向上という人の善意に訴えかけるところの取組が広がるところには期待をしているところでございます。一方でしかし、ご指摘いただきましたように、星空観察、写真撮影、別に悪いことしようと思ってるわけでもなく、自分の思いできて楽しんでいらっしゃるんですけども、そのこととの兼ね合い等がやはりまだこれからも出てきてくるところでございます。条例の中で、立入り制限できるという規定を設けさせていただき、お認めいただいたおかげで、かなり強い武器を手にしたなと思っております。ただ、それはまだ、文脈上だけでありまして実際に発令したわけでもございませんし、実際に制限したときどのような問題課題が起きるのかも検証しているわけではございません。先ほどのマニュアル化ではないですけども、実践という言葉悪いですけれども、万が一発令したときにどのような体制を組んでいくのかということ、これから想定を今のうちに想定をしていくことが大事であると認識しております。現時点まだつくれておりませんので、より具体的な事案を想定したものを考えてまいりたいと思っております。家畜伝染病院につきましても、この一緒のセットの中で、家畜伝染病を防ぐための対策、立入りの制限の在り方というものも具体的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 12番、山本議員。

（「はい」の声）

○12番（山本賢一議員） 12番、山本です。検討の中といいますか対策の中にもう一つ入れていただきたいと思うのは、イベントの開催なんです。これイベント美瑛町内でも丘をめぐるというような形でヘルシーマラソンですとか、センチュリーライド行われてるわけなんですけれども、今現在はセンチュウとか発生してないのでコースとか設定はそんな制限をされてこ

ないかなと思うんですけども、ただ今後そういうのが起きた場合についてのどういう風なコース設定ですとか、どういう風にするのかということも十分検討していただきたいという風に思っております。やはりこういうのが発見されて非常に大変な苦勞をしている町というのはあるなということで、十勝管内の上士幌町なんかではですねこれ、ここの町はシストセンチュウ発生しております、イベントなんか行われてる中で特に有名なものと、バルーンフェスティバルといって熱気球を上げる大会といますか行われてまして、これ8月の10日以降に行われて小麦の刈りとった後に行われてるんですけども、その中で大会要項とかあるんですけども、その中での注意書きの中にこういう文面があるんですね。農地の保全対策というのがあって、上士幌町内の畑作農家からジャガイモシストセンチュウという病害虫が発生して確認されていると。まん延防止のため土の移動について禁止されていますと。また酪農牛舎内における感染等の予防のため全て農地への離着陸の際はオーバーブーツ、先ほど言いましたカバーですね、をつけてということで、また農地に着陸した場合にはゴンドラについての土の除去、水での洗浄等をしっかり行った上でそこから出てくださいますと。またチェイスカーといってこのサービスが回収する車なんですけどもこれについても随時洗浄してくださいというようなこの注意書きがあるわけですし、こういうものを行わないと、このイベントに参加出来ない、守らないと出来ないということになってます。どうしても農地に着陸してしまいますんでどうしてもそういうことになるんですけど、美瑛町の場合はそこまではならない。イベントのときにもないんですけども、そういうような注意書きがある。これは2018年もちょっと古いんですけどもその次の中に2019年のこういう文言もあるんです。同じような形で感染対策の部分の中に、注意書きの中でこういう部分もあって、天候により農作物の生育状況が変化した場合に、着陸フィールドにも影響が生じると思います。また、この一部のバルーンニスト。これ熱気球を上げる方々のことなんですけども、バルーンニストを行い、括弧書きで車両の移動に対して口ごたえをする。ごみを畑に捨てていく。作物に被害を与えても黙って帰ってしまう。土壌管理に希望配っている農地へ無断で車両乗り入れ等が熱気球の愛好家のイメージを悪くし、ふだん気楽にフライトしている人たちが、着陸後に猛烈な勢いで怒られたり、苦情言われたりする事例が起きているというような形の注意がけがあるわけですね。ですから、こういうような形でこのバルーンニストの部分を観光客に変えればこれ美瑛町のことなんです。やはり、どこでもそうなんですけども、農業地帯にこういう形で人が入ってきたりイベントを行うというのはかなりやはり、地域の農家の方がとってみたらリスクな部分なんだということが分かってもらえると思います。ですのでこの美瑛町においてのイベント事についてのこれらの対策も同じような形で検討していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） まず、狭い意味の競技のイベントという意味ではセンチュリー、ヘルシー、宮様3大イベントございますけれども、それぞれの大会開催に当たりまして農作業の繁忙期、シーズン等様々な面から考慮をして、時期やコース設定。特に宮様の場合は、積雪期ではありますけれども、畑を横断するというコースも過去をつくってきておりますのでその部分につきましては、所有者、生産者の皆様の承諾、ご理解というものを綿密に打合せをさせていただきながら、コース設定をしてきているところでございます。ただ、今の上土幌の実例を紹介していただきますと、美瑛町のイベントの例えばパンフレット類とかで、そこまで詳しい注意喚起と申しますか、お願いというものはしているわけでは正直ございません。ここがやはり、実際に本当にシストセンチュウが検出された地域と、されてない地域のこの危機感の持ち方の差が表れているかなという風に思いながら、聞かせていただきました。より一層、危機感、強い危機感を持った上で、人が集まるイベント事を開催するときに当たりましては、この部分の注意喚起について徹底をして、今後まいりたいと思っております。そして、ご指摘のとおり、これはバルーンの参加者じゃなくて観光客とすれば美瑛の問題だということはまさにそのとおりでございます。今美瑛町では、美瑛町の条例の制定を受けまして観光ルールや行動基準をつくっていくという作業に入っております。イベント時に注意喚起をするだけでなく、観光で来た方々に美瑛町での観光の時にはこれを守ってくださいと、これをお願いしますというルールづくり、行動基準づくりを、今急ぎ策定している最中でございます。このルール行動基準が明確に決まりましたら、これを広くお示しをし、守っていただく。そのことに努めてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 12番、山本議員。

（「はい」の返事）

○12番（山本賢一議員） 12番、山本です。ちょっとまた質問変えます。今回ですねこの観光ルートですとかそれから、新たなものを、町長も町営観光農園なんていうこともおっしゃってますけれども、要するにどうしてこのオーバーツーリズムと申しますか通行する時に支障をきたしたり、時間がかかったりですとか、それから、いろいろ精神的に皆さん、農家の方々、気を使ってる部分があるということなんです。実際なぜこういうことが私申し上げるかといいますと、実はこのコロナで2年半の間、観光客の方々がほぼほぼ来なかったといいますか、ゼロになったんです。誰も来なくなりました。もう寂しいぐらいに来なくなりました。そのときに何が起きたかと言いますと、現場でどういうことが起きてるかといいますと、実は農家の方が私も感じていたんですけれども、非常に仕事がスムーズに行えるんです。皆さん言うのは、早く移動できる。仕事が早く終わる。非常に畑まで行くのが圃場まで行くのが楽だというようなことをおっしゃるわけですが、皆さん。で、どういうことなのかということなんですけど、やっぱりそういうことというのはこれだけ今までですね、もう30年間以上こういうのがずっと続

いてきていて、普段と違いますか通常の状態が分からなかったものですから、コロナによってこのことが皆さん気づいたんです。皆さんおっしゃるのはまた観光が始まると、また始まるなというようなこともおっしゃるんですけども、実際どういうことなのかということなかなかこの苦情です先ほどもありましたけども、交通障害に対する問合せ等があるんだということだで答弁いただけてますけども、これってどういうことなのか具体的にどういうことなのかと申し上げますと、私もちょっと実証実験じゃないですけどちょっと時間はかかってみたんです。実際どういう風になるのかということで、農作業春から秋までいろいろあります播き付けから秋の収穫まで。それからあるんですけども、ただ、管理作業として今6月7月8月がちょうど観光のピークになってくるんですけどもこの時期、観光客の方は非常に多くなります。観光スポット周辺、特に人が多くなって通りづらくなるんですけども、その時期で今管理作業の時期なんですけど、特に道路を通行するのが多くなるのが今の時期でして農薬の散布なんか特にそうなんですけれども、行う場合にはですね、自宅ですとかそこから給水場所から圃場まで行って散布してまた帰ってくるというこの繰り返しなんですけれども、このときにですね私も測ってみて通常ですと、例えば自宅のほうから、給水してそして圃場まで5分、作業時間が大体15分ですね、大体10aあたり120Lの水量を散布して、農家の方分かると思うんですけど大体1回1haぐらいの作業能率と。また帰ってくる5分ですから、1回大体25分なんです。ところがですね、これ人が多くなってきますと、行き帰りの往復の中で、車が多かったり例えばバスがどんと停まって人がどっと車道路に出て道路に出てきて中々避けていただけなかったりなんたり、また、車がたくさん停まっていて、通行に時間がかかってしまうと、行き帰りで例えば5分ぐらい余分にかかってしまうんですね。5分余分にかかってしまっ、例えばこれが私その圃場がマイルドセブンとこなんですけども、その先には圃場があるんですけども、5haありますから5往復するんです。ですから1回5分ずつ余分に時間かかると。5×5、25で25分、先ほど言ったとおり、何もない状況で、スムーズに仕事できれば25分ですからちょうど1回分変わってくるんです。こういうような状況になってるんですね。これが例えば5分や25分いいじゃないかと思うかもしれませんがけれども、これが例えば農薬散布は1週間に1回ずつ行いますので、少ないものでも3回から4回。それが多いものでもこの時期ですから、6回7回ってあるんですけども、例えば、中間とって5回としても、25×5ですから、125分。要するに、2時間ぐらい変わってくるんです。こういうような状況が日常的に起きてくるということなんです。それから通行についてもそうなんですけれども、通常の車とは違いますので農業機械ですので、どうしても幅が広がったりそれから、突起物があったりしますので、どうしてもその気をつけながらいかなくちゃいけない。人ですとか車に接触事故なんか起こした大変ですので、かなり気をつけながら通行するなんてことがありますので、そういう部分でも非常に精神的にも疲れるわけです。そういうようなことが日常的に起き

ているということが、この農家の方々が非常に困ってるとこなんです。で、これが1年間続くわけですし、他の作業でも同じようなことが言えると。これから、1か月後ぐらいには、麦の刈取りシーズン始まりますけども、大型コンバインの移動なんかほぼ無理です。そこは立ち入れないってことになりますので、違う道を迂回したりなんかしているわけです。ですから農家の方々のいろんな協力ですね、なければこれ観光進んでないと思うんですね。ですからそういうことも含めてこのようなこと、状況があるということを理解していただきたい。先ほど谷本議員からありましたけどスマート農業の部分話ありましたが、そういう形で時間がとられてしまっているということになるわけですから、少しでも作業中の、作業の内容を軽減してもらおうということ言えばスマート農業の機器の導入ですとかそういうのにも、やはり町独自の対応としてしっかりとした形で進めていくということもあっていいんじゃないかなという風に思うわけです。例えばその作業時間も実は延びたりなんかもあります。僕もこれ、私も経験あるんですけども、作業を始めようと思ったらですね農薬散布しようと思ったらすぐそばに人がいて、出来ないんです、なかなか。1番困ったのはご夫婦の方でお母さんがですね、赤ちゃんを抱っこされていて、そのすぐそばにこられてしまった。もの珍しくあったんでしょけれども、こられていても出来ない。降りていってすみませんから離れてくださいというようなことを申し上げて、しばらくの間ちょっと待った形で作業を始めるなんてことはしょっちゅうある。また自転車で来られたり歩いてる方もおられたりするとなかなか進められないというようなこともあります。ですのでそういう形でいろんな形で時間を取られていってしまうということがありますので、何とかそれについてどうにかしなくちゃいけないんですけども、でもそうは言ってもどうしても出来ませんから、今の現状を対応するために、先ほど言ったとおりスマート農業の導入とかそういうのがあっていいかなと思います。今後そういうようなことも含めて町として国や道に対して、美瑛町独自の対策としてですね。こういうものの導入に向けて働きかけというのは出来ないのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 今縷々切実な、生産者の側から見た農業の問題点について、ご説明をいただきました。美瑛町の観光の宿命であり、課題である部分であると認識しております。農家生産者にとっての仕事の場、生産の場が、そのことが観光スポットになってしまっている。そこに人が集まってくるということの根本的な問題。本当にもう、30年続いているこの課題の解消というものは、簡単ではございませんけれども、しかし粘り強く取り組んでいかなければ、持続可能な美瑛町、美瑛町農業ということにはなりませんので、私どもも、生産者の皆様の声を受けながら、ご指導いただきながら、この問題課題解消に努めてまいりたいと考えております。一方で観光客邪魔だから、もう観光はやらなくていい、美瑛町は観光に取り組まなくていい

いということでもないと思っております。ここは、生産者の方、農家の方もご理解をいただいていると思っております。であるからこそ、そういうご協力をいただいている。農家・生産者の皆様のお気持ちにこたえるためにも、行政ができる限りのことをして、課題解消に努めてまいり、そういう決意でございます。国・道に対する対策・要望でございますけれども、今ご指摘いただいた観点から要望活動していくのは、有効であると思っております。様々な面で国・道への要望活動ってほぼ日常的にやってるような感じでありましてけれども、これが美瑛独自の何なんだってところがあるのとないのではやっぱり、受け手側の対応も変わってきます。これ美瑛だからこそ、こういう個別の事情があるんだからどうかしてくださいというような要望の要請の仕方というのは、ある意味効果的な部分もあろうかなと思っておりますので、これから様々な要請活動をしていく中でやはり、美瑛独自の問題点。他にはないんだと、ここだけにしかない課題であるからこそ、力をくれという形で、国にさらに、強く求めるところを要請するところを要請していきたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 12番、山本委員。

（「はい」の声）

○12番（山本賢一議員） 12番、山本でございます。そういう形で進めていただきたいという風に思います。それから続きまして、続きましてDMOの関係なんですけれども、先ほどからずっと、センチュウですとかそれから、移動に時間がかかるなんていうことを申し上げたんですけれども、観光ルートを作ってくれというのはそういうような部分もあるんですけれども、あくまでもやはり分散型といいますか、1回駐車場もどこでもいいんですけども降り立った後、ばーっと人が広がってしまうですとか道路にあふれてしまうってことのないように例えば、観光のコースをしっかりと設けてそこ通路を設けてですねそれ以外のところには出ないようにするですとか、そういうような形の対策を打っていくということも必要ではないかなと思っております。それと同時に逆にですね、今度は逆にDMOを活用した形のものに観光に変えてもらうということですね。あくまでも無償のものでなくて有償であるということで考えていくということで、今の既存の状況でいけばただ単にどこでもいいってどこでも見れるんですけども、ただこれね農業景観、美瑛の場合は非常に苦労して、農家の方々、農家行ってるわけでした私にはねこれをね、無償というのはどうなのかなという風に思っています。どうかしてこれを有償化して、何かこのDMOなんかも活用した形の観光に切替えていくと。それから観光アドバイザーなんかもついていた形で少人数での形の観光のスタイルに変えていってですね、やはりそういうものをどんどん広めていただいて、今まで見れなかったような部分ですとか、写真撮影もそうなんですけれども、そういうものをしっかりと行うと。その代わり、アドバイザーの方には、防疫対策ですとか農家の事情ですとか、それから地域の方ですとかそういう方にしっかりとした形で信頼を得られてる方がですね、その中を担っていただくというような形で

進めていくということが私は今後必要ではないかなと思ってます。それからもっと言えば農家の方としっかりとした契約を結んで、そういう形で立ち入る場合についても防疫をし対策をしっかり行った上で、契約を結んでそれで契約の料金を払ってですねそして観光を進めていくですとか、そういうような方向に進めていかないとなかなかこの今の状況ってのは改善していかないのかなという風に思います。ぜひともそのような形での進めていくということが大事だと思うんですけども、今後の進め方について、町長どうしてお考えでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ご指摘のとおりでございまして、まず有償無償有償という意味でいきますと、これからの観光の在り方というのは、観光客の皆様にも応分の負担といいますか対価をお支払いいただいて、しかしそれをいただいた財源お金で、よりいい豊かで魅力ある観光地づくりに、整備に役立てていくと、その循環の流れが大切であろうかなと思っております。その対価いただく負担をいただくときには、人と人のやりとりが必ず生じるわけなので、その場を通じて、より一層のマナーや啓発、向上に努めていくというのも、貴重な機会になるかなと考えております。ご指摘いただきましたとおり、DMOで既に、体験型ツアーで畑の中入っていただく、あえて畑の中入ってもらおうというようなツアーも構成しておりますし、今年はアドベンチャーツーリズム、大きな大会北海道で開かれますので、より一層の、見るだけではなくて観光客の方自らが体験してもらおう、そういうような観光に、脚光が集まってくるかなと思っております。そういうような有利な条件が、今、美瑛町にも訪れているわけございまして、様々な形で、観光客の方にルール、マナーを知っていただく機会をつくっていく、そして一方でご負担をいただいてそれをさらに魅力的な観光地づくりに活用していく。両面からの取組が求められているなと思っております。また、前段のお話あった観光ルートですとか、駐車場。特に駐車場につきましては、本当に周辺の日常生活に影響が出ているところが、ある地点もあるのは認識しております。なかなか、町有地ではなくて私有地がそのまま周辺でありますので、所有者の方のご協力が得られないと整備とはなりませんけれども、なるべく力を入れて駐車場の整備、日常生活に影響が出ないような形で町が変わるということも、力を入れてまいりたいと思います。また最初答弁申し上げたとおり、観光ルート誘導する、ここを見てくださいという町のほうが主体的に観光客を誘導して、そちらにのみ集まってもらうというようなことも有効であると思っておりますので、そのような政策づくりについても取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 12番、山本議員。

（「はい」の声）

○12番（山本賢一議員） 12番、山本でございます。景観というのは非常に大事ですし、こ

れからも美瑛町にとっても、重要な観光業、それから観光事業、いろいろなものがございますけれども、そういうものを発展していく上で非常に重要なものだという風に思っております。その中でなんですけれども、やはり観光客の方々は私どもは昔からずっといるので、そんなに大きな大きな感動を、持ってるというもんじゃないかなという風に思うんですけども、ただ、先ほど来申し上げてマイルドセブンの丘で木が切られたわけなんですけれども、状況を見たときに私自身がですね、物心ついたというかずっと見ていた景色がある日突然なくなってしまってますね、非常に何か違うとこにきたような感じで、毎朝見ている、今慣れましたけれども、そんなような気分になったということがございます。これ私だけかなと思ったらそうではなくてですね、実はこれ、観光客の方の中でも非常に残念がってる方もおられます。これ地元私ども地元の方なんですけれども、犬の散歩をしてマイルドセブンの下を通りかかったら、男性の方3人がですね、何かこう戸惑ったような形でおられたと。話しかけられたそうなんです。ここに並んでいた木が生えてたんですけどどうしたんですかと言われたそうです。実はいろいろあって切ったんですということを言うんですけど、その方1人の方がもう倒れそうになるぐらいショックを受けていて、残念がってたそうです。いろいろ話を聞いたらその方は10年ぶりに東京から来られたそうです。10年前に見た景色が感動してですねもうぜひとも見に来ようと思っていたんですけどもなかなか仕事が忙しくて来れなかったと。定年になってようやく来ることが出来て、見に来らなかったということで、ショックを受けておられる。1人で来られないで、友人の方2人も連れだってこられたということで、リピーターであり、また、さらに人を一緒にこられているということです。こういう方がいるんですね。もう一つもう1点あるのは、もう一つあるのは今年の11月に東京びえい会ございました。そのときに、参加した方からも、そのことを聞かれました。どこの木が切られたんですかって話がやってマイルドセブンのとこですっていう風な話をしたらですね、あの景色好きだったんですと。なぜそんな風になったんですかなんて話をされました。いろんな方今も来られてる方たくさんおられるわけなんですけども、中にはそういう風な形でこられてる方もいるのかなと思います。一つの景色がこれだけいろんな人たちに感動を与えてまた来ようと、この美瑛に来ようと思ってたときにその景色がなかったというのは、やはりこれは残念なことになります。どうにかしてこの景観というのを維持していくために努力をするということも必要でないかと思います。条例の前文にもございます。より美しいまちの姿を次世代に引き継ぐためにこの条例を制定しますとなっております。今後はこの条例をもとにですね、やはりこういうようなことが起きないように、哲学の木、マイルドセブンの丘、こういうことが起きてくるようなことのないような、やはりこのしっかりとした町の対応、対策ってのは必要だと思います。ぜひともそれについて、今後、しっかりと行っていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

(「はい」の声)

○町長（角和浩幸君） マイルドセブンの丘の木が切られたこと。当然私も知っておりますし、当時は、私は町長職ではなくて議員職でございましたけれども、そのときの経過、所有者の方のお話を伺ったりする中で、その当時、町としてももう少し出来たことがあるだろうなという思いを実は持っていたことも当時ございました。やはり、景観が、これも先ほどのお話の繰り返しですけれども、農家にとりましては、ある意味でもしかしたら邪魔な木である、ということも場合によっては起こり得ることです。それが、観光客にとっては素晴らしい景観を形づくっている木であるということもございます。その兼ね合いをどうつけていくのかというところが非常に難しいところでございますけれどもそこで役割を果たすのが町行政へのお仕事かなというふうに思っております。ただ現在景観の重要樹木として、僅かながらでございますけれども保護、維持について援助している制度もございますけれども果たしてそれで十分なのかどうなのか、より、その支援策を手厚くすることで、この景観を守ることができるのかというようなことも考えることも出来ますし、今ご指摘いただきました条例が新しく制定されました。そしてその条例を根拠に新しい支援策、新しい事業を生み出していくということが可能になりましたので、この美しい観光目的地、これを維持していく。そのために、新たな財源を伴う事業も、可能となってございますので、最初の話、生産者の皆さん、農家の皆さんの声を聞いてくれと、自分たちの実情も知ってくれということでございますので観光客、そして、農家生産者の皆様の声をぜひともいただきながら、ご指導いただきながら、どのようにすれば、全ての方が丸くこの景観を維持できるのかということについて、引き続き、町も主体的に関わってまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 12番議員の質問を終わります。

---

散会宣告

---

○議長（野村祐司議員） 以上で通告のありました質問は全て終了いたしました。これをもって一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

---

散会挨拶

---

○議長（野村祐司議員） 閉会のご挨拶を申し上げます。活発な意見を7議員いただきました。ご苦勞様でございました。明日は、町民生活に1番関心の深い一般会計の補正予算等があります。継続して、活発な質疑を期待いたしまして、閉会の挨拶といたします。本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 3 時 13 分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年 9月12日

美瑛町議会 議長 野村 祐 司

議員 京屋 愛 子

議員 谷本 憲 一